



鳥取県文化財保存活用大綱

鳥取県域における文化財の保存と活用に係る指針



令和2年3月

鳥取県



目次

第1章 鳥取県文化財保存活用大綱の策定について

1. 大綱策定の経緯と経過	1
(1) 大綱策定の経緯	1
(2) 大綱検討の経過	2
2. 大綱策定の目的	3
3. 大綱の位置づけ	4

第2章 鳥取県の概要

1. 鳥取県の状況	11
(1) 人口	11
(2) 産業	12
(3) 交通	14
(4) 観光	15
(5) 文化・芸術	16
(6) 宗教	16
2. 鳥取県域における自然と文化財の概要	17
(1) 地形・地質	17
(2) 気候・植生・動物	19
3. 鳥取県域における歴史と文化財の概要	20

第3章 鳥取県の文化財における現状と課題

1. 鳥取県における文化財の現状	26
(1) 有形文化財	26
(2) 無形文化財	27
(3) 民俗文化財	28
(4) 記念物	29
(5) 文化的景観	30
(6) 伝統的建造物群	31
(7) 埋蔵文化財	31
(8) 文化財保存技術	31
2. 文化財の保存・活用に関する課題	32
(1) 保存・継承	32
(2) 公開・活用	35

第4章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方	37
(1) 文化財の保存と活用の体系と理念	37
(2) 文化財の保存について	38
(3) 文化財の活用について	38

第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	
1. 文化財の保存・活用の方針	40
(1) 保存・継承	40
(2) 公開・活用	41
2. 文化財の把握と関連文化財群	42
(1) 関連文化財群の設定と考え方	42
3. とっとり遺産（仮称）の設置	44
第6章 文化財の保存・活用の推進体制	
1. 鳥取県文化財保護審議会	46
2. 鳥取県地域づくり推進部文化財局	46
(1) 体制の現状	46
(2) 県の体制における課題と対応方針	47
3. 県関係各部局各課・機関との連携	48
第7章 市町村等への支援の方針	
1. 市町村体制の現状	50
(1) 現状	50
(2) 市町村の役割	50
2. 市町村への支援方針	50
(1) 助言・調整	50
(2) 人材育成等	50
(3) 体制支援	51
(4) 広域連携	51
(5) 建築基準法関係	51
3. 民間団体等との連携	51
第8章 防災・防犯対策	
1. 現状と課題	53
(1) 鳥取県における取組状況	53
(2) 防災・防犯対策に対する課題	55
2. 今後の取組	55

【資料編】

1. 鳥取県文化財保存活用大綱策定文化財局内検討会の概要
2. 大綱に関する市町村、県関係機関等との意見交換の概要
3. 関連計画等資料
 - <Ⅰ>鳥取県令和新时代創生戦略
 - <Ⅱ>鳥取県教育振興基本計画（平成31（2019）年度～2023年度）～未来を拓く教育プラン～
 - <Ⅲ>アートピアとっとり行動指針～アートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取

県を目指して～

<Ⅳ> 中山間地域振興行動指針

<Ⅴ> 鳥取県景観計画

<Ⅵ> 鳥取県自然環境保全基本方針

<Ⅶ> 鳥取県希少野生動植物保護基本方針

<Ⅷ> 鳥取県観光振興指針「ようこそようこそ鳥取県運動取組指針」

<Ⅸ> 鳥取県地域防災計画

4. 鳥取県文化財関係条例等

<Ⅰ> 鳥取県文化財保護条例

<Ⅱ> 鳥取県文化財保護条例施行規則

<Ⅲ> 鳥取県文化財保護審議会条例

<Ⅳ> 鳥取県文化財保護審議会委員・専門委員一覧

<Ⅴ> 鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金交付要綱

<Ⅵ> 鳥取県文化芸術振興条例

5. 鳥取県文化財指定等状況一覧

6. 鳥取県文化財調査一覧

7. 関連文化財群とそのストーリー

(1) 母なる大山の物語 ー地形が生んだ歴史と文化ー

(2) 砂を利す人々の営み ー砂と湖が形成した鳥取の景観と文化ー

(3) とっとり弥生の王国 ー妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡ー

(4) 海の王者たちの奥津城 ー因幡・伯耆の首長墳ー

(5) 白鳳寺院から大山・三徳山 ー知られざる鳥取の仏教文化ー

(6) 鎮守の森が伝える鳥取の自然

(7) 戦乱の時代が残した因幡・伯耆のたからもの

(8) 揚羽蝶の光と影 ー鳥取池田家の政治と文化ー

(9) 深山を歩き、荒波を越え ーとっとり歴史の道を歩くー

(10) 変革と伝統 ーとっとり近代産業事始めー

(11) 祈り、舞い、踊る、とっとりの四季 ー祭礼と芸能ー

(12) ふるさと鳥取の暮らし ー郷土に残る装い・食・住まいー

8. 鳥取県中部地震における対応

9. 文化財関係防災計画等

<Ⅰ> 災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画

<Ⅱ> 災害発生時における博物館資料の救援活動等実施要綱

<Ⅲ> 中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画

<Ⅳ> 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領

第1章 鳥取県文化財保存活用大綱の策定について

1. 大綱策定の経緯と経過

(1) 大綱策定の経緯

鳥取県の人口は昭和 63 年の 61.6 万人をピークに人口減少傾向が続き、高齢化が進み生産年齢人口も減少するなど、平成 19 年には総人口が 60 万人を切り、令和 2 年 1 月現在で 55 万 4 千人余りとなっている。また、国立社会保障・人口問題研究所から平成 30 年 3 月に公表された将来人口推計の結果は、前回平成 25 年 3 月公表の結果と比べ改善したが、令和 22 (2040) 年には鳥取県人口が約 47 万人となる推計が出され、これに伴い、現在の課題でもある人手不足や後継者の確保、インフラの維持管理や社会保障費の増加などが、より一層深刻化していく可能性が考えられる。

しかし、人口が減少する中、県民の全てが自分らしい生き方を選択し、ふるさと鳥取の良さを感じながら住み慣れた地域で安心して暮らし続け、自然環境や歴史・文化等の地域の資源を活かしつつ鳥取県が将来にわたり発展していくためには、県内の全域が活力を持ちながら持続していく必要がある。本県の面積は 3,507 ㎢で全国 41 番目、人口は全国最少で、人口減少の歯止め、地域活性化は本県における喫緊の課題であるが、一方で面積が小さく、人口の少ない本県ならではの特性を活かしたさまざまな取組を打ち出していくことが求められる。

全国的な少子高齢化・過疎化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域活性に向け地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。そこで平成 30 年 6 月に文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「保護法」という。）の一部が改正され、平成 31 年 4 月に施行された。この改正により都道府県は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を定めることができるとされ、市町村は、大綱を勘案して当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「地域計画」という。）を作成し、国の認定を受けることが可能となった。

一方、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の一部改正により、地方公共団体における文化財保護に関する事務を、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が執行管理できることと改正された。これを受け、本県では文化財保護部局を知事部局に移管することが検討されることとなり（平成 31 年 4 月より教育委員会事務局から地域振興部に移管、同年 7 月 5 日より地域づくり推進部文化財局）、さらに、今後の文化財保護行政の適切な方向性を担保するための『鳥取県文化財保存活用大綱』（以下「本大綱」という。）の早急な策定が必要となった。

(2) 大綱検討の経過

ア) 鳥取県文化財保護審議会・鳥取県文化財保存活用大綱検討特別部会

平成 30 年 10 月から、まず県教育委員会事務局文化財課内に大綱策定検討会を設置し、

検討を進めてきた。さらに、平成31年2月6日開催の鳥取県文化財保護審議会（以下県審議会という。）において、本大綱策定に関わる特別部会（鳥取県文化財保存活用大綱検討特別部会、以下大綱特別部会という。）を設置することが決まり、以下の委員が選任された。

委員名	所属・職名	所属部会等
遠藤 由美子 (部会長)	公立鳥取環境大学環境学部教授	文化遺産活性部会
中島 廣光 (副部会長)	鳥取大学学長	文化遺産活性部会・審議会会長
河崎 妙子	河崎妙子事務所代表取締役社長 東京大学・女子栄養大学講師	文化遺産活性部会
山本 志乃	旅の文化研究所研究主幹	文化遺産活性部会、無形文化財・民俗文化財部会
長谷川 博史	島根大学教育学部教授	美術工芸部会
金澤 雄記	国立米子工業高等専門学校准教授	建造物部会
高田 健一	鳥取大学地域学部教授	史跡・埋蔵文化財部会
永松 大	鳥取大学農学部教授	名勝・天然記念物部会
喜多村 理子	鳥取短期大学非常勤講師	無形文化財・民俗文化財部会

☆第1回大綱特別部会（平成31年2月12日）

○講演「文化財保存活用大綱について」 文化庁地域文化創生本部 広域文化観光・まちづくりグループ 文化財調査官 岡本 公秀氏

○「鳥取県文化財保存活用大綱」策定に向けた取組について

文化庁岡本調査官から文化財保護法改正のねらい、文化財保存活用大綱に求められる内容、そして今後期待される地方自治体の役割などに関する講演をいただき、委員と意見交換をした。

また、事務局からは10月から進めてきている大綱策定に向けた検討内容について説明をし、内容や方向性について議論した。

☆第2回大綱特別部会（令和元年6月21日）

○大綱目次と内容案について

○関連文化財群の設定と考え方

事務局より大綱の構成案について、及びストーリー立てした関連文化財群の設定とその狙いについて説明をし議論した。

☆第1回鳥取県文化財保護審議会（令和元年8月16日）

○「鳥取県文化財保存活用大綱」策定に向けた取組について（中間報告）

これまでの事務局の検討状況の報告、及び事前に配布していた素案に対し議論した。

☆第3回大綱特別部会（令和元年9月20日）

○大綱本文の検討

素案として提示した本文（第1～5章）について議論した。

☆第4回大綱特別部会（令和元年12月23日）

○大綱本文の検討

素案として提示した本文（第1～5章）について議論した。

イ）文化財課内大綱策定検討会及び市町村、県関係機関等との意見交換【資料編1、2】

第1回検討会を平成30年10月に開催後、令和2年2月までにはほぼ毎月、計12回実施した。まず、検討課題の抽出から、関連文化財群の設定、その後本文の検討を重ねた。また本文の素案ができた11月には、市町村文化財保護部局及び県関係機関に対し意見を聞く場を設定し、その内容を特別部会に諮りながら、本大綱に盛り込むこととした。

2. 大綱策定の目的

本県は鳥取県文化財保護条例（昭和34年12月25日施行、以下「県保護条例」という。）を制定し、「県の区域内に存するもののうち、県にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献すること」としている。本大綱はこの条例に基づき、県内各地域に所在する文化財の保存と活用を推進するために必要な考え方や方策、体制づくり、そして文化財の把握などに関する指針を示し、さらに県内市町村による地域計画策定推進に益するものとするを目的とする。そのため、文化財の保存と活用に関する基本的な考え方等を整理するとともに、県内にある文化財をテーマに沿って「関連文化財群」として12項目を抽出し、それぞれを構成する要素及び課題と展望を示した。さらに市町村域を越えたストーリーを提示することで、各市町村においても具体的な地域計画に取り組みやすくなることを目指している。

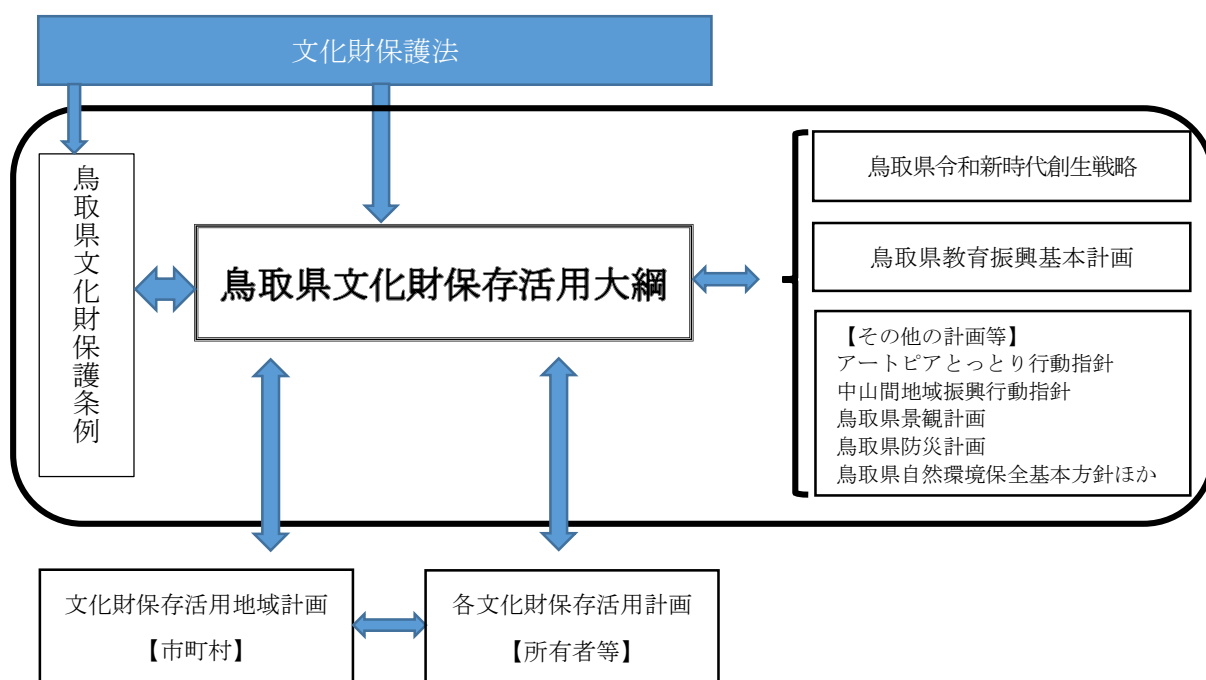
また、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において2030年までに実現する17の目標のうち、「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」中のターゲットとして「雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する」とあるほか、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」にも「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」という理念が掲げられている。第4章に記載した「保存と活用に関する理念」は、SDGsの精神に合致するものである。

なお、本大綱は、本県における文化財の保存・活用の基本的な方針等を定めるものであることから、特定の期間は設定しないが、社会状況の変化や本県の総合戦略（鳥取県令和新時代創生戦略）をはじめとする諸計画の改訂等の状況も踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 大綱の位置づけ

本大綱は保護法第 183 条の 2 の規定に基づき、本県における文化財の保存・活用における現状と課題を整理し、今後の取組に対する基本的な方針を明確化するものである。そして、文化財の保存と活用は、本県における教育や文化芸術、観光、景観及び防災等と関連していることから、これらに関する本県の各種計画等においてどのように位置付けられているか以下に整理し、本大綱と関連する箇所を別添に抜粋した。【資料編 3】

なお、各計画等に記載される文化財の保存・活用に係る取組等については、今後本大綱を基本とすることとし、関係各課・機関と常に連絡調整を図ることとする。



I. 鳥取県令和新时代創生戦略（令和 2 年 3 月策定）

本県には、都会にはない「豊かな自然」、「人と人との絆」、心豊かな暮らしを実現できる「幸せを感じる時間」があるとし、平成 27 年 10 月に「鳥取県元気づくり総合戦略～響かせよう トットリズム～」(第 1 期総合戦略)を策定した。第 2 期総合戦略「鳥取県令和新时代創生戦略」においても、以下の 3 つの基本方針を継承し、地域に暮らす一人ひとりが幸せを感じ、活気あふれる地域の持続を目指す姿として『とっとり創生による持続可能な地域社会の実現』を掲げることで、令和という時代にふさわしい地方創生を引き続き県民と共に進め、本県の目指す地方創生の姿の実現に向けて取り組んでいく。

【第 2 期総合戦略の基本方針】

- (1) 豊かな自然でのびのび鳥取らしく生きる ～鳥取+ism イズム～
- (2) 人々の絆が結ばれた鳥取のまちに住む ～鳥取+住む～
- (3) 幸せを感じながら鳥取の時を楽しむ ～鳥取+ rhythm リズム～

このなかで文化財に係る内容として、「鳥取+ism イズム」では、鳥取砂丘をはじめとした山陰海岸ジオパークや、三徳山から大山に至る国立公園、日本遺産の認定を受けた三徳

山・三朝温泉や大山山麓圏域、麒麟のまち圏域など、豊かな自然を素材とする観光資源が数多く存在し、近年では、このような自然を活かしたアクティビティを楽しむ観光客が増加するとともに、本県にゆかりのあるまんが・アニメを活かした地域活性化の取組が各地で大きな成果をあげ、日本人だけでなく外国人にも魅力的な地域となっているとする。また、海・山・里に育まれた本県食材なども加え、鳥取県の豊かな自然を地域の魅力として活かすとともに、県民の自信、誇りとして受け継いでいくなど、豊かな自然でのびのびと鳥取らしく生きる取組を推進する。

また「鳥取+住む」では、人口が全国で一番少ない鳥取県においては、地域全体の力を高め、地域や産業界等と連携して、「ふるさと鳥取」に愛着と誇りをもち、ふるさとの自然、歴史と伝統を守り、将来の鳥取を支える「人財」の育成を進める必要があるとする。さらに「鳥取+ rhythm リズム」では、海や山などの豊かな自然、さらにそこから産まれる新鮮な食材、コンパクトな地勢、ゆったりとした時間の流れの中で「心の贅沢」を感じることができる環境や支援施策の充実により、県内定着・I J Uターンにつながる取組を推進するとする。

Ⅱ. 鳥取県教育振興基本計画（平成 31（2019）年度～2023 年度）～未来を拓く教育プラン～

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本県における教育の振興のための施策に関する基本的な計画であり、中長期的に目指すべき姿や取組の方向性等について示されている。そして『自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり』という基本理念の実現に向け、「社会全体で学び続ける環境づくり」「学ぶ意欲を高める学校教育の推進」「学校を支える教育環境の充実」「生涯にわたって運動、スポーツに親しむ環境づくり」「文化、伝統の継承、創造、再発見、芸術の創造」という 5 つの目標が設定され、それぞれ具体的な取組が挙げられている。

文化財に関しては主に「目標 5 文化、伝統、豊かな自然の継承、再発見、芸術の創造」において、「文化財の保存、活用、伝承」という施策がたてられる。その目指すところは、

- 県民全体の共有財産である文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであり、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていきます。
- 貴重な文化財を確実に保護するとともに、その価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用していきます。

とされ、そのために以下 3 項目に沿った施策がたてられている。

- ① 県民が、鳥取県の歴史や文化を誇りに思い、文化財を大切にする気運の醸成
県民が、文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるよう、学校への出前講座や公民館と連携した歴史講座などを開催するほか、伝統芸能や伝統技術保持者との交流などにより伝統文化などを学ぶ機会の充実など
- ② 文化財の保存と活用（再発掘・磨き上げ）の推進
県内文化財の調査研究を進め、学術的な評価を行い、指定等に向けて積極的に取り組

むほか、県内の優れた文化遺産を地域振興や教育活動に活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援するなど

③ 地域の自然、歴史、文化等から学ぶ体験活動、探究的な学習の充実

博物館等が保管する資料に触れる体験や、山陰海岸ジオパーク等のフィールドを活用した実体験を伴う講座など、子どもたちが地域の自然、歴史・民俗、美術への理解を深め、豊かな感性を育む機会を提供するなど

一方で、地域固有の伝統行事や民俗芸能などの伝統文化は、少子高齢化や過疎化などにより伝承が困難になっている地域があること、その魅力や価値に気づかれないまま眠っていたり、十分に活用しきれていない文化財が存在するなどの課題も挙げている。

Ⅲ. アートピアとっとり行動指針～アートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県を目指して～（平成31年3月策定）

本指針は、文化芸術振興基本法や文化財保護法の改正など、「文化芸術を取り巻く状況が大きな転換期を迎え、さらに、本県では平成30年(2018年)10月に「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」が策定され、県立美術館整備のための準備も進む中、鳥取県が誇る豊かな文化芸術や、地域の歴史・風土、文化財、生活文化などを広く「アート」ととらえ、鳥取県文化芸術振興条例にうたう「心豊かで潤いのある県民生活」「個性豊かで活力ある社会」の実現に向け、『県内あらゆる場所でアートが花開く、創造性と活力に満ちた鳥取県（アートピアとっとり）』を目指す県の取組の方向性を示すものである。ここでは、

I ととつりで「アート」に親しむ ～環境づくり～

II ととつりの「アート」が育む・「アート」を育む ～人づくり～

III ととつりの「アート」で元気に ～地域づくり～

という3つを基本的な方針に据え、施策を展開することとしている。

「環境づくり」では、地域のアート活動を活発化させるために、古くからのまちなみや史跡公園などの文化財等も含め、美術館、博物館、劇場ホールといった文化施設・場所を県民の多様なニーズに応えるアートの拠点として活用していくとしている。

また、「人づくり」では、次代を担う子どもたちの感性を育み、アート活動に生涯にわたって親しむきっかけづくりとなるよう、「児童・生徒が、身近な地域の歴史遺産（遺跡、まちなみ、建造物など）や民俗（暮らしの道具、まつり、民俗芸能など）を楽しく学び、地域の文化的な豊かさを実感し、ふるさとへの愛着と誇りを高める取組を推進」したり、「伝統芸能や民芸等について、技能・技術の伝承や活用に結びつける取組を進める担い手の育成等を支援」するとしている。

さらに「地域づくり」は、地域に残る「宝」、すなわち固有の歴史と風土の中で育まれてきた伝統文化やまつり、美しい自然、歴史的景観、魅力ある食文化等、暮らしに根づく生活文化などに目を向け、大切に守り伝え磨き上げながら、観光・産業など様々な分野で活用するなど、その魅力を広く発信して活力ある地域づくりに結びつける取組を進めるとする。特にその方向性として、「文化財や古くからのまちなみなど、地域に古くから伝わるものを継承するため、その価値や保存の必要性が認識されるための調査、保存整備、地域振興につな

がるような観光・産業等と連携した利活用を推進」、「未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域総がかりでその継承に取り組めるよう、文化財の保存・活用に関する総合的な施策となる「文化財保存活用大綱」を策定し、市町村の「文化財保存活用地域計画」策定と国への認定申請を支援」することがうたわれている。

IV. 中山間地域振興行動指針（平成 21 年 4 月成立、令和元年 10 月改訂）

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成 20 年鳥取県条例第 63 号）の規定に基づき、（1）災害に強い安全な地域づくり、（2）人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり、（3）人口減少に歯止めをかける仕組みづくりの 3 項目を中山間地域振興施策の柱とする。このうち「人口減少下でも安心して暮らし続けられる地域づくり」において、「中山間地域の歴史と風土の中で育まれた伝統行事、伝統文化、文化財等の維持及び継承を図るとともに、これに係る人材を育成し、元気で個性豊かな地域づくりを推進」するとしている。

V. 鳥取県景観計画（平成 19 年 3 月策定、平成 26 年 4 月改訂）

この計画は「景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条及び鳥取県景観形成条例（平成 19 年鳥取県条例第 14 号）第 8 条の規定に基づき、本県が行う景観行政の区域、景観形成の基本理念、景観形成の基本方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定め、これらに基づいて実施される景観形成施策や景観形成活動における県、市町村、県民及び事業者の役割を明らかにするもの」である。

本県は「コンパクトな県土の全域にわたって、四季の彩り豊かな美しい自然が保たれ」、こうした自然が「各地域の歴史や文化、生活に根ざした人為の所産を包み込み、一体となって本県固有の優れた景観を形成している」。これらを保全し、次代に引き継いでいくために、重点的に景観形成施策を推進する地域として以下を挙げている。

- ① 山地、溪谷、海岸、河川、湖畔等の豊かな自然を有する地域
- ② 歴史的な建造物又は街並み、遺跡、遺構等を有する地域
- ③ 空間的な広がりのある田園景観又は人家と田園・里山が一体の古里的景観を有する地域
- ④ 幹線道路、鉄道、空港、港湾等主要な交通施設とこれに隣接する地域
- ⑤ 都市機能の中核施設が集積している地域

さらに、県土の景観形成上特に重要なものについて、より厳しい基準により景観形成を重点的に推進するため、3つの景観形成重点区域を設定している。

ア 大山景観形成重点区域、イ 沿道海浜景観形成重点区域、ウ 山陰海岸景観形成重点区域

また、良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることから、これらが調和した土地利用がなされるよう、景観形成に支障となる恐れのある行為について、規模、色彩等の基準を設定し規制を行っている。

なお、地域の特性に応じた景観形成施策を主体的に推進する体制が整い、景観法に定める

景観行政団体となっている鳥取市、倉吉市、米子市及び智頭町は、それぞれ独自に景観計画を定めており、地域の実情に応じたよりきめ細かな施策展開を主体的に推進している。

Ⅵ. 鳥取県自然環境保全基本方針（昭和 51 年 3 月 31 日、鳥取県告示第 252 号）

鳥取県自然環境保全条例(昭和 49 年 10 月鳥取県条例第 41 号)第 12 条第 1 項の規定に基づき定められた。保護する対象として以下を挙げている。

(ア) 日常生活的自然

我々の日常生活に必要な自然であり、緑地・並木道・社叢・身近な動物など、情操資源としての自然

(イ) 国立公園的自然

景観が優れ、余暇活動や保健、休養、教育等の場でもある自然

(ウ) 環境浄化的自然

田畑・森林の炭酸同化作用、河川・湖沼の自浄作用等のような環境浄化作用に着目した自然

(エ) 資源的自然

木材などのように、その資源性に着目した自然

(オ) 国土保全的自然

森林や水田のこう水調節機能等のような、国土保全の見地からみた自然

(カ) 学術的自然

動物・植物の分布や生態、特色ある地形・地質等学術的研究対象としての自然
これらに対する保護方法として、

(ア) 学術的自然については、厳正に保存すること

(イ) 国立公園的自然や資源的自然については、保護と併せて適正な利用を図ること

(ウ) 国土保全的自然や環境浄化的自然については、無秩序な開発を制限して自然環境との調和を図ること

(エ) 日常生活的自然については、必要に応じて自然を復元し、或は人工的に造成すること

としている。

さらに、「優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域及び植物の自生地、野生動物の生息地等でその自然環境が優れた状態を維持しているものなどで、一定の広がりを持った地域」について県自然環境保全地域に指定し、保全対象である特定の自然環境を維持するため、自然環境の状況に対応し、適正に保全を図るとしている。

Ⅶ. 鳥取県希少野生動植物保護基本方針（平成 14 年 7 月 9 日、鳥取県告示第 380 号）

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例(平成 13 年鳥取県条例第 51 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた。この中で希少野生動植物の保護に関する基本構想として、「絶滅のおそれの主な要因である過度の捕獲・採取を抑制し、人間の生活域の拡大等による生息

地又は生育地の消滅を防止し、及び生息・生育環境の悪化等の状況を改善することが必要である」とし、「特に保護を図る必要のある希少野生動植物の捕獲、採取等を制限する措置を講ずるとともに、その個体数の維持・回復に必要な繁殖の促進及び生息・生育環境の保全(再生を含む。)を図るための事業を推進する」としている。

保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することであるため、生育する自然生態系の保全を図る必要があると認めるときは、自然生態系保全地域を指定する。そして、その地域の中で特定希少野生動植物の生息・生育にとって特に重要な営巣地、産卵地、重要な採餌地等の区域を保護管理地区として指定し、種の安定した生息・生育のために確保すべき条件及びその維持を図る。

また保護管理事業は、特定希少野生動植物の種のうち、その個体数の維持・回復を図るために、その個体の繁殖の促進及びその生息し、又は生育する自然生態系の保全のための事業の推進が必要なものを対象としている。

このほかに、保護施策を的確かつ効果的に推進するため、種の分布、生息地等の状況、生態、保護管理手法等施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進することや、希少野生動植物の現状又はその保護の重要性に関する県民等の理解を促進するための情報提供及び普及啓発活動を積極的に推進することとしている。

Ⅷ. 鳥取県観光振興指針「ようこそようこそ鳥取県運動取組指針」(平成22年5月策定、平成31年3月改訂)

基本目標に「観光振興を通じた、活力ある地域社会の形成」を掲げ、「魅力ある観光地‘鳥取’の形成」などの取組を挙げている。これらのうち、

1 日本最大級の海岸砂丘「鳥取砂丘」を活用した観光地・鳥取の発信

2 歴史が息づく霊峰、スポーツリゾート大山のブランドイメージ形成

が、文化財と関連してくるテーマとなる。とくに鳥取砂丘は、本県が実施したイメージ調査において、鳥取県と聞いて連想するものとして、実に7割を超える回答者が挙げるほど認知度が高く、「鳥取砂丘」を牽引役として県内各地へ観光客を誘い、県全体の観光振興につなげていくとしている。

一方県西部の大山は、平成30年に開山1300年を迎え、地域との連携のもと様々なイベントなどを開催し、地域の活力づくりが進んだ。こうした歴史遺産や祭りを観光資源として磨き上げ、新たなツーリズムとして商品化するほか、霊峰大山の情報発信が大きくなるとしてブランドイメージ形成につながるよう支援していくとする。

Ⅸ. 鳥取県地域防災計画(昭和38年12月策定、平成31年3月修正)

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害による被害の軽減を目的として、鳥取県の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、県や市町村等の防災関係機関が、防災に関する基本的事項を総合的に定めたものである。

このなかで文化財災害対策については、【災害予防編(共通)】第12部 文教対策計画

「第1章 文化財災害対策」として、この計画を「文化財や歴史的に価値がある公文書等を各種災害から保護することを目的と」している。とくに防災上留意している文化財の種類は、有形文化財（建造物、美術工芸に属する彫刻（主として仏像）・絵画・古文書、考古資料等）、有形民俗文化財、伝統的建造物群及び登録有形文化財（建造物）で、それぞれについて、施設整備、火災予防体制の指導等について触れられている。

第2章 鳥取県の概要

本県は、中国地方の日本海側にあり、山陰地方の東側を占める地方公共団体である。面積は全国で7番目に小さく、人口は全国では最少である。鳥取県域は歴史的にはかつての因幡国、伯耆国に相当し、東部・中部・西部の3地域に区分するのが一般的で、県庁所在地は東部の鳥取市である。

1. 鳥取県の状況

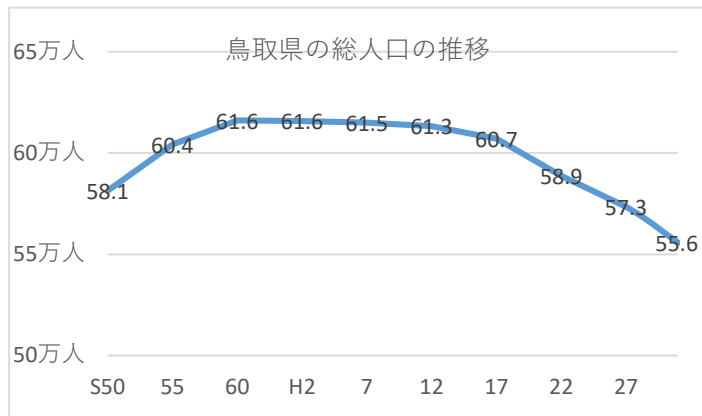
(1) 人口

本県の人口は、47都道府県のなかで最少、かつ全国に先駆けて減少が進んでいる。昭和50年以降について各年10月1日現在の総人口を見ると、昭和63年の616,371人をピークに、以降は平成6～7年を除いて減少が続き、令和元年には555,663人となっている(総務省統計局「国勢調査」、県統計課「鳥取県の推計人口」)。ピーク時と比べて1割弱の減である。さらに、令和27年には448,529人まで減少するという試算もある(国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口(平成30年3月推計)」)。

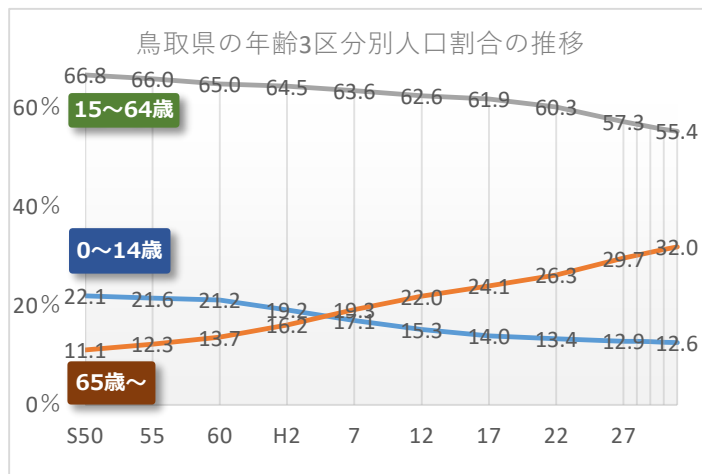
人口減少とともに少子高齢化も進んでいる。総人口を年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳～)に三区別すると、昭和50年～令和元年の間に年少人口の割合が22.1%から12.7%へ低下した一方、老年人口の割合は11.1%から32.0%まで上昇した。

この間、世帯規模は縮小が続いている。人口減少の反面、世帯数は昭和50年の156,826世帯から令和元年には220,185世帯まで増加し、1世帯当たりの人員は3.71から2.52人まで減少した。

人口減少と少子高齢化の進展は、県南部の山間部に位置する市町村で著しい。特に若桜町・日野町・日南町では、昭和50年以降に総人口が半分以下になっており、老年人口の割合は平成30年



注) 昭和50年～平成27年は5年毎の総務省統計局「国勢調査」、平成28年以降は各年の鳥取県統計課「鳥取県の推計人口」。令和元年10月1日現在。

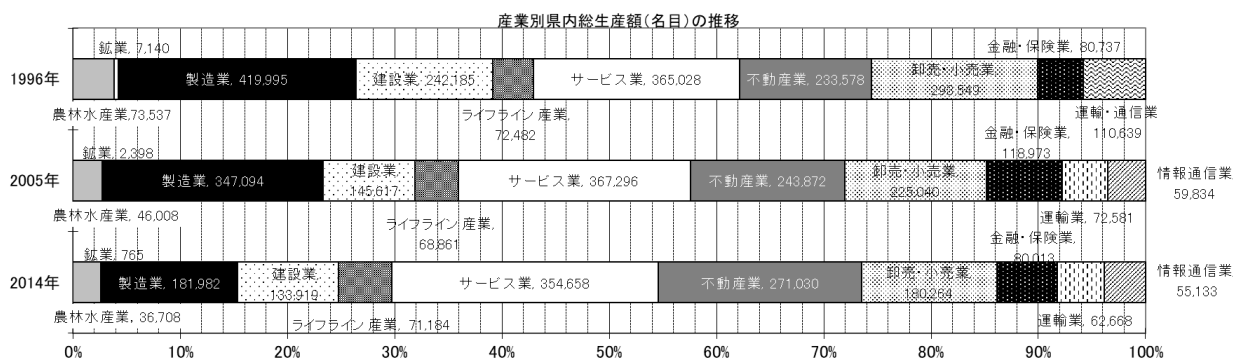


注) 昭和50年～平成27年は5年毎の総務省統計局「国勢調査」、平成28年以降は各年の鳥取県統計課「鳥取県の推計人口」。令和元年10月1日現在。年齢不詳を除いた総人口から算出。

の時点で5割前後を占めるに至っている（現在の町域による）。これら地域は、将来的にも一層の人口減少が見込まれている。

（2）産業

本県の平成26年時点での産業構造は、1次産業が2.57%、2次産業が27.15%、3次産業が70.28%となっており、3次産業が主体となっている（図参照）。3次産業が主体となるのは全国的にも同様であるが、鳥取県においては1次産業（農林水産業）の占める割合が高く、2次産業の鉱業・製造業の割合が低くなっているのが特徴である。



数字は生産額（単位百万円）

ア）農林水産業

豊かな自然の残る本県は農林水産業が盛んであるが、県内の農林水産業の総生産高は平成に入って激減し、平成10年代には昭和末年頃のおよそ半額程度の400億円台で推移したが、平成28年度に増加に転じ500億円台まで回復した。この間県内総生産に占める農林水産業の割合はおよそ2%台であり、平成28年度には2.8%に達した。なお、同年の国内総生産に占める農林水産業の割合は1.2%である。

（a）農業

千代川・天神川・日野川に開けた水田地帯での水稲、県東中部の中山間地帯の梨を中心とした果樹、砂丘地帯での野菜、大山山麓地帯の酪農、山間地域の肉用牛など多様な生産が行われている。

米はコシヒカリ、ひとめぼれ、きぬむすめ等の品種が栽培されているほか、「星空舞」等県独自のブランド米の開発も進められている。

梨は本県を代表する果実であり、二十世紀梨を中心として新興、豊水、幸水の他、なつひめや新甘泉等県独自の品種も登場している。平成29年度の日本なしの収穫量は全国第5位である。

海岸部に発達した砂丘地形を活かした作物栽培も盛んである。東部の鳥取砂丘周辺ではらっきょう、中部の北条砂丘周辺ではすいか、ながいも、ワイン用のブドウ、そして西部の弓浜半島では近世以降綿花の栽培が行われ弓浜緋（以下、太字は国・県指定等文化財を示す）を生み出す土壌を形成し、現在は白ネギの栽培が行われている。

大山山麓の琴浦町や大山町では肉用牛・乳用牛の飼育が盛んである。特に肉用では肉質が

全国トップクラスとなる和牛を生産している。養豚・養鶏でも、それぞれ「大山ルビー」「鳥取地鶏びよ」といったブランド品種を生み出している。

(b) 林業

本県の森林は 259 千 ha で、県土の約 74% を占める。県内では、樹齢 350 年の我が国最古の人工林「慶長杉」に代表されるように、八頭郡で古くから杉が造林され、智頭林業、若桜林業として全国に知られている。木目の詰まった大径木の杉は冬の寒さと豪雪が育てたものであり、日本海の風が運んだ「雪の賜物」として日本遺産の構成資産となっている。また、智頭町の杉林（**智頭の林業景観**）は、林業景観としては全国で唯一の重要文化的景観に選定されており、林業に関わる古くからの道具類も県の有形民俗文化財に指定されている。一方、大山山麓地域には大山アカマツの良林が多いが、近年は、松くい虫の被害により、生産量が減少している。

(c) 水産業

本県の海岸線の総延長は 133km で、我が国有数の漁獲高（平成 30 年度の水揚げ量全国 5 位）を誇る境港を擁している。海岸の多くは起伏の少ない砂浜域が占めているため、ヒラメ等が漁獲の主体となっていたが、近年はサワラ、ブリ類といった回遊魚の漁獲が増加している。また、沖合は対馬暖流と山陰若狭冷水で形成される海域であり、表層では回遊性のクロマグロ、アジ等、底層ではズワイガニ（松葉ガニ）、アカガレイといった底魚類が漁獲される。特にズワイガニは鳥取を代表する冬の味覚として全国に知られている。

東・中・西部にそれぞれ存在する岩礁海岸では、夏の味覚であるイワガキが漁獲・養殖されている。なお、鳥取市青谷町の夏泊では、北部九州に系譜をもつ海女による潜水漁が行われていたが、後継者不足により現在は断絶の危機に瀕している。

イ) 商工業

過去約 20 年間の推移を見てみると、製造業の占める割合が大きく減少しており、相対的にサービス業・不動産業の比率が高まっている。本県の製造業は、1966 年の鳥取三洋電機設立以降、鳥取三洋電機と関連企業による電機・電子機器製造業が中心であったが、2012 年に鳥取三洋電機がパナソニックと統合されたことが、製造業減少の主因となっている。伝統工芸品の製造は、こうした統計に表れないごく小規模な生産量ながら、陶器・瓦、因州和紙、緋などの染織品、木工芸品、玩具などが、小規模な工房で続けられている。同様に醤油や日本酒などの伝統食品の製造も小規模に行われている。

商業では、卸売業と小売業の事業所数は年々減少している一方で、小売業の従業者数は増加しており、小売店の大規模化・集約化が進行している。その結果、古くから続く町場で営業する小規模店舗は激減しており、歴史的町並みの保存や地域コミュニティの維持に影響を及ぼしている。

このように全国平均よりも 1 次産業の比率が高いとは言え、県内産業も 2・3 次産業が中心であり、生業基盤となるコミュニティと生活基盤である地域コミュニティの分離が明瞭である。

(3) 交通

近年は首都圏や京阪神等、大都市圏へのアクセスが向上するとともに、韓国や中国、ロシアといった東アジア諸国との航路が続々と開設されつつある。今や本県は、日本海側の主要玄関口としての役割も果たすようになってきた。

ア) 陸路

道路に関しては、県内外を東西に結ぶ山陰道と山陰近畿自動車道、また中国山地を南北に貫く米子自動車道、北条湯原道路や鳥取自動車道といった高規格幹線道路を主体とした道路交通網の整備が進んでいる。これらは、古来より人々に利用されてきた古道や官道の流れを汲むものが多い。

山陰道は鳥取、島根、山口各地域間の交流・連携を強化するとともに、国道9号の渋滞緩和や災害時の代替路線としての活用も期待されている。その他の路線も同様に、山陰地方の産業、観光振興及び災害時にも機能する道路としての役割が求められている。

鉄道に関しては、1900年代初頭に開通した山陰本線や、因美線や伯備線に代表されるJR西日本各線に加え、智頭急行や若桜鉄道といった第三セクター鉄道が運行されている。JR西日本と智頭急行は、智頭線を経由して京阪神と鳥取県を結ぶスーパーはくと、また岡山と鳥取県を結ぶスーパーいなばといった特急列車も運行させている。平成29年には、JR西日本より周遊型臨時寝台列車（クルーズトレイン）である「TWILIGHT EXPRESS 瑞風」が運転を開始、県内では鳥取駅及び東浜駅に停車する。なお、若桜鉄道の若桜駅本屋や機関車転車台、また第一八東川橋梁をはじめとした若桜鉄道管内23の施設は、国登録有形文化財として登録されており、昭和を連想させるレトロな風景を楽しむことができる路線として人気がある。

イ) 空路

県内には東部の鳥取市に鳥取空港（愛称：鳥取砂丘コナン空港、昭和42年開港）、また西部の境港市及び米子市にまたがり米子空港（美保飛行場、愛称：米子鬼太郎空港、昭和18年開設）がある。各々東京国際空港（羽田空港）から一日5ないし6便就航している。かつて鳥取空港には、大阪伊丹や名古屋中部便が就航していた時期もある。また、米子空港にも日本エアコミューターやスカイマークが乗り入れ、札幌便や那覇便、神戸空港を経由しての茨城便等、多角的運航経営を試みていたことがあった。

国際路線は、米子空港から韓国、香港及び上海に向かう定期便が就航している。平成13年よりアジアナ航空（平成28年からエアソウルに移管）による韓国（仁川）への定期便（週6便）、また平成28年には香港航空による香港（赤鱗角、週3便）、令和2年1月からは吉祥航空による上海への定期便（週2便）が就航し、東アジア各地からの訪日外国人観光客（インバウンド）の受け入れ促進に貢献している。

ウ) 海路

境港から韓国の東海港を経由し、ロシアのウラジオストクに向かう国際定期便である環日本海圏貨客船DBSクルーズフェリー（イースタンドリーム号）が平成21年に就航し、週1便運航されている。これは現在、北東アジア地域においてロシア極東と西日本を直接結ぶ唯一の定期貨客船航路である。韓国を主体とした訪日外国人観光客の増加や物流はもと

より、日韓露間の青少年スポーツや文化交流の活性化、山陰地方の企業の海外進出等に寄与しているとともに、境港自体のターミナル拠点機能強化の推進にも一役買っている。港湾の整備拡大強化に伴って、海外からの大型クルーズ船の寄港誘発といった二次的な効果もあがっている。島根県の隠岐諸島と境港の間には、明治期より隠岐汽船による航路がある。現在は、高速船で約1時間、フェリーで約2時間半をかけ隠岐諸島と本土を結んでおり、観光客及び島民の重要な渡船としての役割を果たしている。

(4) 観光

高度成長期以来長く続いた団体客による物見遊山から、個人や小グループによる滞在・体験型への観光産業の業態変化が指摘されて久しい。本県内でも、老舗旅館の経営難が度々報じられる一方で、鳥取や米子などJRの駅前にはビジネスホテルが次々に開業している。

鳥取県観光客入込動態調査によれば、平成30年に本県を訪れた観光客は実人数では9,643千人で、平成24年の11,459千人をピークに横ばい状態が続いている。一方、延べ人数では十年前と比較して約3倍となり、複数観光地を周遊する傾向やリピーター化が進んでいる。実人数構成比を地域別にみると、全国的に知名度が高い鳥取砂丘を含む鳥取・いなば温泉郷周辺が27.8%で最も多く、水木しげるロードを有する境港周辺が18.5%で続く。他の地域は、近年大江の郷が注目を集める八頭周辺を除いてはほとんどが前年比で減少している。

発地別では、県内が359万人(37.2%)と最も多く、県外では近畿地方と中国地方で約8割を占める。4,043千人が自家用車を利用している点に見られるように、本県は近場の日帰り観光地としての性格が強い。その一方で宿泊者実人数も平成30年には2,884千人と過去最高を記録している。外国人の延べ宿泊者数は前年比38.6%増の194,730人で、全国的なインバウンド需要が県内にも波及し始めている一方、国籍別では韓国・台湾などアジア圏からが8割以上を占め、欧米系観光客の取り込みに課題が残る。

観光面での文化財の活用に関しては、観光客の多くが、鳥取砂丘や大山などの自然や、青山剛昌ふるさと館などの漫画関連施設を主な興味の対象とし、体験参加型にニーズがある傾向を踏まえると、様々な体験メニューを提供する妻木晩田遺跡(むきばんだ史跡公園)や今後整備が進む青谷上寺地遺跡などの「とっとり弥生の王国」は、観光の体験型化という流れの中でも可能性をもつ。そのほか県内各地には、斎尾廃寺跡・鳥取城包囲戦の羽柴方陣城群・由良台場跡・都合山たたら跡など、地表に遺構が顕在する驚くべき保存状態の史跡や遺跡が存在するが、その魅力が広く知られているとは言い難く、一層の取組が求められる。

文化財をパッケージ化して観光を含む地域活性化に役立てる目的で始められた日本遺産に関しては、県内市町が中心のものとしては、以下の3つのストーリーが認定されている。

- ・三朝町の「六根清浄と六感治癒の地～日本一危ない国宝鑑賞と世界屈指のラドン泉～」
- ・大山町ほか1市2町の「地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市」
- ・鳥取市ほか6町の「日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地『因幡・但馬』」

ほかに、鳥取市が「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」

に含まれている。他地域では、認定後数年で活動に温度差が生じていると指摘されているケースもあり、息の長い取組を続けていけるかが試されている。

(5) 文化・芸術

本県では、平成 14 年に地元で開催された国民文化祭を契機とし、平成 15 年「鳥取県文化芸術振興条例」を制定し、鳥取県総合芸術文化祭や鳥取県美術展覧会（通称「県展」）、とっとり伝統芸能まつり等の開催、障がい者芸術の振興（あいサポート）、まんが・アニメを活用した地域振興・観光振興（まんが王国鳥取）、アートを活用した地域活性化や創造的人材の移住定住促進（鳥の劇場、工芸・アート村）、県ゆかりの音楽家の顕彰（童謡・唱歌のふるさと鳥取）など、本県ならではの取組を行ってきた。

一方、国の動きとしては、近年の価値観の多様化、少子高齢化、グローバル社会の進展、情報通信技術の進展等、我々を取り巻く環境が急速に変化することに伴い、平成 29 年度に「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」と改正したほか、平成 30 年 3 月には「文化芸術推進基本計画」を策定、同年 6 月には「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を公布・制定している。なお本県では、これらに対応するべく平成 30 年 10 月に「鳥取県障がい者による文化芸術活動推進計画」、平成 31 年 3 月に「アートピアとっとり行動指針」を策定している。

県内の文化芸術の傾向については、「文化芸術に関するアンケート」（平成 30 年 7 月実施）をもとに見ていくと、文化芸術に対する県民の意識については、「伝統的な祭りや歴史的な建物などの存在が、その地域の愛着や誇りとなると思う」との回答が 87.8%、文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することとして「地域に対する愛着や誇りの醸成」との回答が 51.6%と、文化芸術が地域のアイデンティティの形成にとって必要と過半数が認識している。また、「文化芸術を鑑賞することや自ら文化芸術活動を行うことが大切だと思う」との回答が 86.8%、「1 年以内に文化芸術を直接鑑賞したことがある」との回答が 80.3%と、文化芸術に対して関心が高い。

一方、「1 年間に文化芸術に関わる活動をしたことがない」という回答が 59.9%であり、自ら活動することが苦手な傾向にある。これは、平成 26～27 年に鳥取県文化団体連合会と公立鳥取環境大学が行った文化芸術活動団体の実態調査で、構成員数がこの 10 年間で「減少」、「漸減」と答えた団体が 6 割、団体を継続する上で困っていることで「メンバー数の維持」と答えた団体が 75%あったことと関係しているといえそうである。

(6) 宗教

本県の宗派別宗教法人数をみると（『鳥取県統計年鑑令和元年刊』）、神道系 880、仏教系 464、キリスト教系 35、諸教系 121 の計 1,500 にのぼる。神道系はほとんどが神社本庁に属しており、824 となっている。近世以前の神社数は不明だが、延長 5（927）年撰上の『延喜式』神名帳には因幡国 50 座、伯耆国 6 座が記載され（いわゆる式内社）、このうち明神大社と称する大社は宇倍神社（鳥取市）1 座である。江戸時代は寺社奉行のもとで管理され、寛延 2（1749）年の神社改帳によると、因幡 2,284 社（大社 57、本社 409、末社 1,818）、

伯耆 2,968 社（大社 77、本社 506、末社 2,385）の計 5,252 社が確認できる。明治元（1868）年の布告により、合祀または廃社がなされて約 1,600 社に減少、さらに大正期を中心とする神社合併により半減し、現在の神社数に至る。なお、近代の社格制度（昭和 21 年廃止）により官国幣社とされたのは、宇倍神社（鳥取市・国幣中社）、大神山神社（米子市・国幣小社）、倭文神社（湯梨浜町・国幣中社）、名和神社（大山町・別格官幣社）の 4 社で、県社は長田神社、加知禰神社、賀露神社、樗谿神社（鳥取東照宮に改称）、倉田八幡宮、松上神社（以上鳥取市）、波波伎神社、國庁裏神社（以上倉吉市）、虫井神社（智頭町）、楽楽福神社（日南町）の 10 社である。

仏教系で宗派別に数が多いものをあげると、天台宗 39、真言宗 48、臨済宗 14、曹洞宗 203、黄檗宗 7、浄土宗 42、日蓮宗 38、浄土真宗 43 となっており、禅宗寺院が圧倒的に多い。この傾向は江戸時代から続いており、寛延 2 年（1749）年の寺院数は、因幡国で天台宗 20、真言宗 30、禅宗 88、浄土宗 26、日蓮宗 21、浄土真宗 22、時宗 1 の計 208 寺、伯耆国で天台宗 8、真言宗 7、禅宗 151、浄土宗 18、日蓮宗 15、浄土真宗 16、時宗 1 の計 216 寺となり、因伯両国で 424 寺にのぼる。宗派別では曹洞宗寺院が全体の 5 割を占め、臨済宗・黄檗宗を加えると 6 割近くが禅宗寺院であった。各寺院の格式は各宗で異なるが、鳥取藩では領内の菩提所・祈願所を「四ヶ寺」「八ヶ寺」と称して別待遇の格式を設けた。最上位の待遇寺院である「四ヶ寺」は、東照宮の別当寺である淳光院（現在の大雲院）、池田家菩提所で黄檗三叢林に数えられた興禅寺、池田輝政ほか五君の祖霊の菩提所龍峰寺、本山知恩院の直末で領内浄土宗の触頭であった慶安寺（いずれも鳥取市）である。また、中世以前にさかのぼる古刹寺院として大きな拠点を築いたのは、天台宗の摩尼寺（鳥取市）、三佛寺（三朝町）、大山寺（大山町）が著名なほか、因伯に建てられた最初の曹洞宗寺院で、県内に広く伝わる基となった退休寺（大山町）を挙げることができる。

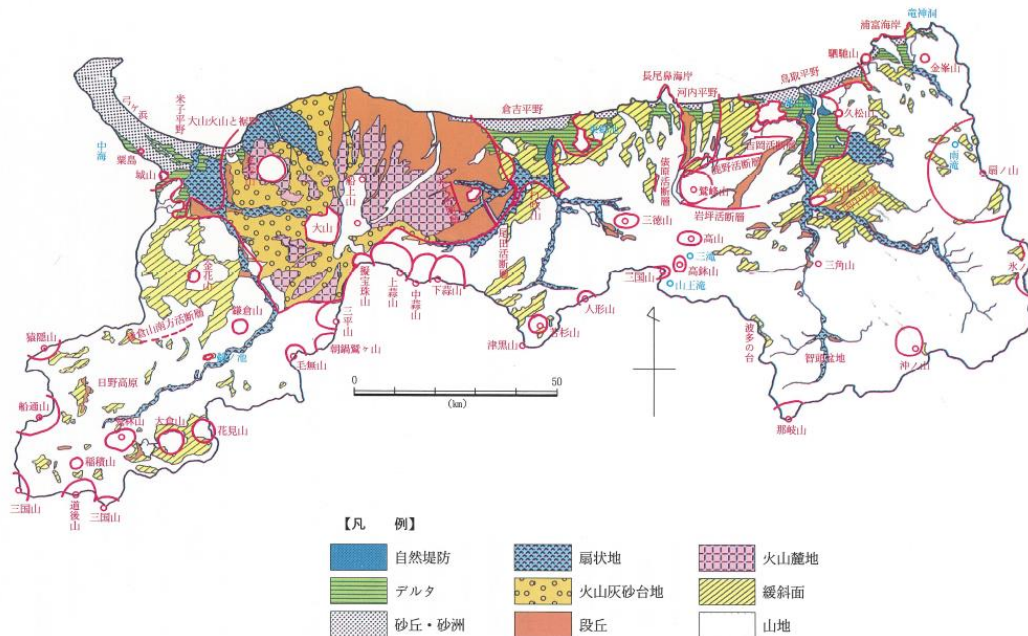
2. 鳥取県域における自然と文化財の概要

（1）地形・地質

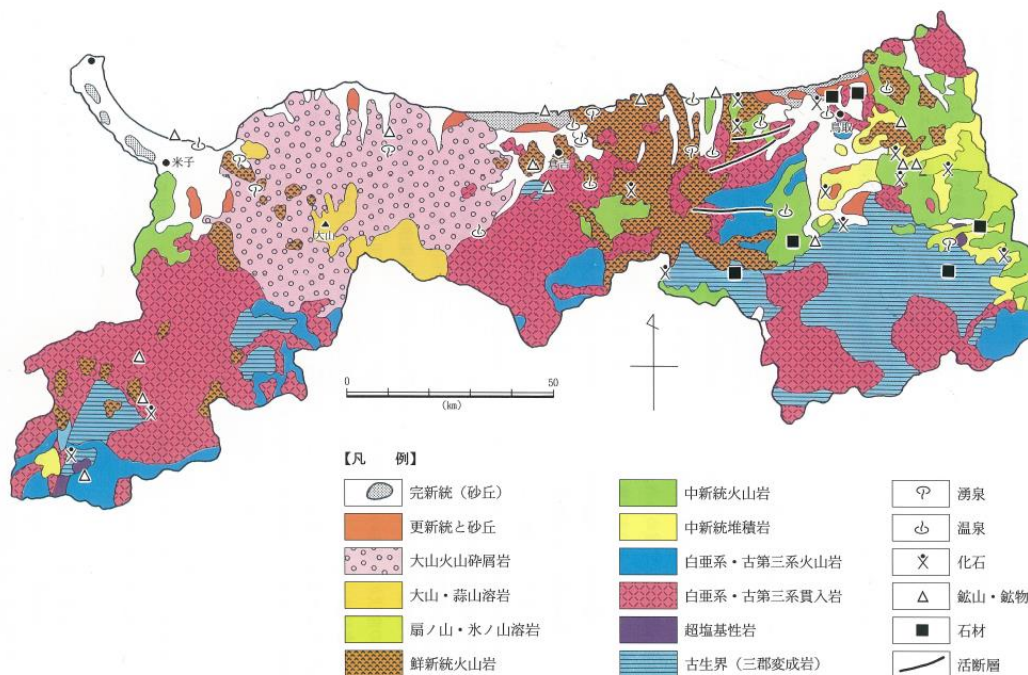
本県は、北は日本海に面し、南は中国山地と蒜山で岡山県、東は氷ノ山・扇ノ山などの山地で兵庫県、西は船通山をはじめとする山地や中海で島根県、南西端は広島県と接している。面積は 3,507.13k m²、東西の長さは 125.41km、南北の長さは 61.79km で、東西に長く南北に短い。県内の河川はすべて中国山地に源を發し、北流して日本海に注いでおり、短く急流である。中国山地の北側斜面に位置するため、山地が多く平地の少ない地形で、山地面積が県全体の 86%に達する。

山地のうち火山地は、激しい崩壊が続く第四紀火山である中国地方最高峰の大山（標高 1,729m）が西部と中部にまたがり、東には 1,310mの扇ノ山がある。非火山山地は、中国山地の高峰のうち東部の氷ノ山や西部の道後山が有名である。丘陵地・台地は、大山の裾野地域に發達し、大山火山の火山碎屑物や火山扇状地礫層、火砕流が覆っている。そして、火山灰層がそれらを覆い、クロボクが最上部に広く分布している。山地を構成する地質体は主に先白亜系、白亜系－古第三系および新第三系－第四系で構成される。西部の先白亜系は、クロム鉄鉱を産する大江山帯の超苦鉄－苦鉄質岩類、秋吉帯のチャート－碎屑岩類、周防帯

の結晶片岩類、飛騨-隠岐帯のジュラ紀花崗岩と片麻岩である。東部は大江山帯の可能性がある超苦鉄質岩や弱変成したジュラ紀付加複合体等からなる。**和奈見と塩上の枕状溶岩**（鳥取市・八頭町）はジュラ紀付加複合体に含まれ、中央海嶺ないしホットスポットでの海底火山活動で形成されたことが窺える。次に白亜系-古第三系は、花崗岩類および火山碎屑岩類を主体とし、西部から東部にかけて見られる。これらの岩石は採石され、産業活動に利用されている。特に西部の古第三系の花崗岩は良質な砂鉄を含むことが多く、たたら製鉄に利用



鳥取県地形分類図



鳥取県地質図

出典：鳥取県 1993『鳥取県のすぐれた自然-地形・地質編-』

されてきた歴史がある。**赤波川溪谷のおう穴群**（鳥取市）は白亜紀の花崗岩中にみられ、周囲のジュラ紀付加複合体からもたらされた礫によって形成された地形である。新第三系―第四系も西部から東部にかけて見られ、火山砕屑岩や火山岩、堆積岩からなる。西部の**多里層ノジュール列**を包含する多里層（日南町）、東部の鳥取層群や三朝層群は軟体動物化石や植物化石（**辰巳峠の植物化石産出層**：鳥取市）を包含し、これらは当時の環境を記録している。中部の三朝層群は堆積型ウラン鉱床を含有している。

平野は県の三大河川と呼ばれる千代川、天神川、日野川などの下流域に発達し、主に沖積平野と砂丘により形成されている。上・中流域には狭い谷底平野や扇状地がわずかに認められ、扇状地は三角洲よりも地盤が硬く、標高も高いところにあるため、古代の条里や国府などが立地した。

海岸線の延長は 133 km で、主に砂浜海岸からなるが、東部では岩石海岸が目立つようになる。砂浜海岸の多くの砂は花崗岩由来であり、弓ヶ浜半島の一部は日野川上流の鉄穴流しによってもたらされた。**鳥取砂丘**（鳥取市）で代表されるように、砂浜海岸には風成地形である砂丘がよく発達し、砂丘の後背には湖山池、東郷池、水尻池等の潟湖がみられる。一方、東部の**浦富海岸**（岩美町）は県を代表する岩石海岸で、花崗岩類の様々な侵食の段階を観察することができる。岩石海岸はこの他に、県の中東部境界周辺にあたる長尾鼻や泊海岸、酒津から白兔海岸等でもみられる。このように様々な海岸環境の存在は、海洋生物の多様性を維持することにも貢献している。

（2）気候・植生・動物

本県は、県内ほぼ全域が日本海側気候で、小気候区で分類すると、平野部は山陰型気候区、山間部は中国山地気候区に分類される。春と秋は好天の日が多く、夏は南風によるフェーン現象で猛暑日となることもあるが、平野部でも熱帯夜は少ない。冬は山陰地方特有の曇りや雨、雪の日が多いが、平野部の1月平均気温は4℃程度であり、冷え込みは厳しくない。米子などの西部沿岸部は平年の最深積雪は 20cm 程度と比較的雪は少ないが、東へ行くほど降雪、積雪量は多くなり、鳥取市では中心部でも平年で 40cm 以上の最深積雪を観測する。東部では鳥取市や岩美町などの沿岸部のほうが智頭町などの内陸部よりも降雪量が多くなることもある。また大山周辺の内陸山地は山陰随一の豪雪地帯となっており、冷え込みも厳しく -15℃ 以下にまで下がることもある。

こうした気温や積雪等、気候環境の影響により森林帯が形成されるが、本県には中国地方最高峰の大山をはじめ比較的大きな山塊が多く、海岸には砂丘が発達するなど地形的変化に富んでいることから、この地形的環境の影響により暖温帯常緑広葉樹林帯（照葉樹林帯）と冷温帯落葉広葉樹林帯（ブナ林帯）が比較的好く残っているといった特徴がある。

本県は標高 400～600m 付近までが暖温帯にあたり、常緑広葉樹林が生育する。低地残丘の優れた照葉樹林である**大野見宿禰命神社社叢**（鳥取市）や巨木が多い多彩な林相を持つ県下最大規模の照葉樹林である**意上奴神社社叢**（鳥取市）、スタジイの巨木が林立する照葉樹林である**波波伎神社社叢**（倉吉市）など多くの社叢がある。また、暖温帯常緑広葉樹林帯の地に根付き、大きく成長した**伯耆の大シイ**（琴浦町）、**関金のシイ**（倉吉市）に代表される

巨樹名木がある。さらに、平地からいきなり急峻な山地に変化する地形が多い本県にとっては希少な山地湿地として、**唐川のカキツバタ群落**（岩美町）や**菅野のミズゴケ湿地**（鳥取市）がみられる。冷温帯落葉広葉樹林帯である大山山域植生の山頂部付近は、日本最大規模のキヤラボク林である**大山のダイセンキヤラボク純林**（大山町）がある。

一方、動物では**オオサンショウウオ**（地域を定めず）の大多数が県西部日野川水系や大山山麓の河川群、中部天神川水系の上・中流域を中心に生息し、東部の千代川水系は少数が確認されている。また近年はコウノトリ（地域を定めず）が飛来し、営巣活動をしている。ほかに**柴犬**（山陰柴犬）のような人間に飼育されている動物も指定され保護されている。

3. 鳥取県域における歴史と文化財の概要

本県は古代におかれた因幡・伯耆2国からなり、江戸時代には池田家により因伯32万石が1地域として統治されることとなった。古代の因幡においては政治的拠点が鳥取市国府町におかれ、その後、戦国時代には因幡守護所が湖山池沿岸部、さらに末期には鳥取城へと移る。江戸時代には因幡・伯耆2国の政庁となり、明治時代以降、城下に鳥取県庁が置かれ、今に続く。一方伯耆は古代に国庁が倉吉市に置かれ、その後守護所も同市内にあったが、地域性は東西に分かれる。東伯耆は現在の倉吉市と東伯郡の4町で、天神川流域や東郷池から日本海側の砂丘地帯が広がる県中部域が相当する。また西伯耆は大山北麓から西側、日野川流域の県西部域となる。

以下、本県の歴史について、国・県指定文化財（天然記念物を除く）を取り上げながら時代を追って記述する。

ア) 旧石器時代～古墳時代

大山の裾野丘陵から後期旧石器時代のナイフ形石器や有舌尖頭器等が発見されている。大山北麓の丘陵上に立地する豊成叶林遺跡（大山町）は、約3万年前の後期旧石器時代の遺跡で、ナイフ形石器や石器づくりの過程で生じた石くず類が発見され、**豊成叶林遺跡出土旧石器時代遺物一括**（鳥取県）が旧石器時代の文化財として唯一指定されている。

縄文時代になると丘陵地や縄文海進で形成された入江に沿って定住的な集落が形成され始める。早・前期の代表的な遺跡としては、大山山麓の上福万遺跡（米子市）、長山馬籠遺跡（伯耆町）などがあるが、竪穴建物などの遺構や有機質遺物を含む出土品が顕著になるのは後期段階以降であり、**鳥取県栗谷遺跡出土品**、**桂見遺跡出土縄文時代遺物一括**（いずれも鳥取市）、**智頭枕田遺跡出土先史時代遺物**（智頭町）などが挙げられ、桂見遺跡出土の2種類の丸木舟が目を引く。

弥生時代になると稲作を伴う農耕文化が大陸から伝わり、水田跡が目久美遺跡（米子市）で確認されている。また、大規模な集落遺跡が出現する段階であり、丘陵上では**妻木晩田遺跡・青木遺跡**（米子市）、沖積地では**青谷上寺地遺跡**（鳥取市）が代表的な遺跡である。墳墓では、山陰地方に特徴的な四隅突出型墳丘墓の**阿弥大寺古墳群**、**阿弥大寺弥生墳丘墓群出土遺物**（ともに倉吉市）がある一方、東部では**新井三嶋谷墳丘墓**など方形貼石墳丘墓がみられる。弥生時代の出土遺物として注目されるのは、花卉高坏などの優れた木製品で知られる**鳥取県青谷上寺地遺跡出土品**（鳥取市）、同時代の玉作を理解する上で重要な**長瀬高浜遺跡**

玉作関係資料(湯梨浜町)、弥生社会をパノラマ風に描いた**絵画土器 - 角田遺跡 -**(米子市)、青銅器を用いた農耕祭祀に関わる**流水文銅鐸**(鳥取市)、**袈裟襷文銅鐸**(倉吉市)などがある。

古墳時代になると13,000基もの古墳が平野あるいは湖沼を望む丘陵地に築造されているが、地域ごとに顕著な首長墓として前方後円墳が分布している。中でも東郷池周辺の**橋津古墳群**、**北山古墳**(湯梨浜町)が前・中期において顕著であり、**伯耆国分寺古墳出土品**(倉吉市)、**三角縁神獣鏡**(南部町)、**古郡家1号墳出土遺物一括**(鳥取市)などが当該期の出土品として知られている。中・後期になると**布勢古墳**(鳥取市)、**向山古墳群**、**石馬**(米子市)、後期から終末期における有力豪族伊福吉部氏の墓とされる多角形墳の**梶山古墳**(鳥取市)がある。さらに東部には線刻装飾古墳である**鷲山古墳**(鳥取市)など、中・西部には整美な切石で石室を築いた**福庭古墳**(倉吉市)、**出上岩屋古墳**(琴浦町)などが特徴的に分布している。また、集落遺跡としては砂丘地に立地する**長瀬高浜遺跡**(湯梨浜町)や**福市遺跡**(米子市)が知られている。この時期の出土品として**伯耆長瀬高浜遺跡出土埴輪**(湯梨浜町)、**子持壺形須恵器・脚付子持壺形須恵器**、**鳥取県野口1号墳出土須恵器**(いずれも倉吉市)、国内に類例のない銅匙を含む**福本70号墳出土遺物**(八頭町)、優れた武具・武器類が特徴的な**倭文6号墳出土遺物**(鳥取市)がある。また、祭祀に関わる遺物として**子持勾玉**(鳥取市)、**鳥取県谷畑遺跡出土祭祀遺物**(倉吉市)がある。新たに渡来した仏教との関わりを感じさせる**蔵見3号墳出土鴟尾付陶棺**(鳥取市)も注目される。

イ) 奈良・平安時代

律令国家における鳥取県は、東部は因幡国、中部・西部は伯耆国とされ、因幡国に巨濃郡以下7郡、伯耆国は河村郡以下6郡が置かれた。因幡国府は法美郡に置かれ、**因幡国庁跡**(鳥取市国府町)が確認されている。万葉歌人である大伴家持が因幡国守として赴任しており、万葉集最後の「新春を寿ぐ歌」を残している。郡衙では八上郡の万代寺遺跡、気多郡の上原遺跡群が知られている。伯耆国府は久米郡に置かれ、国庁跡と後に国分尼寺に転用された**法華寺畑遺跡**、万葉歌人・山上憶良が伯耆国守として赴任したと考えられる前身国庁と推定される不入岡遺跡が一括して**伯耆国府跡**として指定され、加えて**伯耆国分寺跡**(いずれも倉吉市)が確認されており、古代伯耆国の中枢の姿が明らかになっている。

都から貴族が派遣された国司に対して、郡司には古墳時代以来の在地豪族が任命され、彼らが運営した郡衙としては八橋郡正倉と推定される**大高野官衙遺跡**(琴浦町)、会見郡の坂長長者原遺跡群(伯耆町)が知られている。彼ら地方豪族が建立した飛鳥・奈良時代の古代寺院が県内に22箇所確認されており、県内最古と考えられる**土師百井廃寺跡**(八頭町)、**大御堂廃寺跡**(倉吉市)、山陰唯一の特別史跡・**斎尾廃寺跡**(琴浦町)、彩色仏教壁画が出土した**上淀廃寺跡**(米子市)、非瓦葺きの山林寺院である**栃本廃寺跡**(鳥取市)などの発掘調査が進んでいる。**岩井廃寺塔跡**(岩美町)、**石塚廃寺塔跡**(倉吉市)のように寺院跡に顕著な塔心礎のみが指定されている例もあり、全体像の把握は課題となっている。大寺廃寺からは国内に2例しかない**石製鴟尾**(伯耆町)が出土している。また、和銅3年に火葬された伊福吉部徳足比売は梶山古墳を築いたとされる因幡の伝統的豪族・伊福吉部氏の出身であり、骨蔵器(東京国立博物館蔵)を埋納した**伊福吉部徳足比売墓跡**(鳥取市)がみつまっている。

奈良時代中期に初期荘園として東大寺領高庭庄が設けられたのをはじめとして、平安時代になると、因幡・伯耆でも荘園が拡大する。また、末法思想に伴う経塚が各地で作られる。伯耆一宮・倭文神社境内に作られた**伯耆一宮経塚**から出土した銅製経筒と埋納品は、国宝・**伯耆一宮経塚出土品**（いずれも湯梨浜町）となっており、**新興寺金峯山経塚出土遺物一括**（八頭町）ほか33箇所の経塚が知られている。未指定ではあるが大日寺瓦経（倉吉市）は、紀年銘のある瓦経としては国内最古である。

本県の古代仏教美術には特に顕著なものがある。仏画では上淀麿寺から奈良法隆寺と同時期の**上淀麿寺跡出土壁画・塑像**（米子市）が出土して注目を集めた。また、因幡地方には国宝・**絹本著色普賢菩薩像**（智頭町）、**絹本著色普賢十羅刹女像**（鳥取市）、**絹本著色両界曼荼羅図**（鳥取市）をはじめとして、平安～鎌倉時代にかけての優れた仏画が多くみられる。仏像では白鳳期の**銅造観世音菩薩立像**（大山町）や**銅造誕生釈迦仏立像**（倉吉市）、木彫像としては**木造千手観音立像・木造十一面観音立像**（北栄町）が平安時代初期から奈良時代に遡る可能性が指摘されている。平安時代後期の仏像には一本造の良質なものが多く、仁安三年造立の三仏寺正本尊・**木造蔵王権現立像**（三朝町）、大山寺阿弥陀堂の丈六三尊の**木造阿弥陀如来及び両脇侍像**（大山町）、**木造毘沙門天立像**（日野町）など枚挙にいとまがないほどである。石造仏としては保護文化財・**石造大日如来坐像**（倉吉市）が知られている。本願寺に伝わる**梵鐘**（鳥取市）は県内最古のものである。また、国宝・**三佛寺奥院[投入堂]**、は岩窟に懸造された貴重な仏教建築の白眉といえよう。

ウ) 鎌倉時代～戦国時代

源平の争乱期、伯耆国でも大山寺の**鉄製厨子**（大山町）に名前を残す紀成盛などの武士が勢力を伸ばし、大山寺や三徳山三佛寺などの有力寺院も多数の僧兵を抱えて、激しい争乱が起こっている。また、領家と地頭による領地分割の様子を窺うことができる正嘉2（1258）年の「東郷荘下地中分図」（個人蔵）が残されている。鎌倉時代末期に幕府を打倒しようとして隠岐国に流されていた後醍醐天皇は伯耆国に脱出し、名和長年ら伯耆の武士を糾合して立てこもった船上山には、**船上山行宮跡**（琴浦町）に土塁で囲まれた寺院群が残っている。この地から発せられた後醍醐天皇綸旨を含む**相見家文書**（米子市）などが注目される。投入堂に続く鎌倉時代に遡る建築としては**三仏寺納経堂**や**鐘楼堂**（三朝町）がある。

鎌倉時代の仏教美術も古刹大日寺に伝わる**木造阿弥陀如来坐像・地蔵院の木造地蔵菩薩半跏像**（いずれも倉吉市）、貴重な作例としては**鉄造聖観音立像・鉄造十一面観音立像**（南部町）がある。また、大安興寺には**絹本著色釈迦十六善神像・絹本着色五大明王像**（鳥取市）などの優れた仏画が伝わっている。この時代には宝篋印塔の形式をとりながら地域特有の形態を持つ**赤碓塔**（琴浦町）など優れたものが多い。**助沢正平五輪塔**（江府町）、**印賀宝篋印塔**（日南町）、**銅鑿口伯州瀧山寺銘**（鳥取市）、**不入岡の石仏**（倉吉市）など、南朝または北朝の年号を刻んだ石塔・遺物も多く見られる。**梵鐘**（鳥取市など）にも優れた作品が多く見られる。石窟に営まれた懸造建築である**不動院岩屋堂**（若桜町）は、南北朝期の造立と考えられている。

南北朝の争乱期を経た室町時代、因幡・伯耆国では守護山名氏の支配が戦国時代まで続く。**天神山城跡**（鳥取市）は因幡山名氏の居城であり、山裾に守護館が確認されているが、史跡

指定地は丘陵部にとどまっている。山名氏の在地支配は、決して強固なものではなく、応仁の乱を契機に有力国人が守護山名氏の支配を離れ、やがて出雲の尼子氏、安芸の毛利氏ら戦国大名の影響が伯耆や因幡にも及ぶようになる。戦国期を中心とする中世城館跡としては因幡国 280、伯耆国 210 城館が知られ、二上山城跡（岩美町）、南条氏の羽衣石城跡（湯梨浜町）、尾高城跡（米子市）などが知られている。尼子氏滅亡後は毛利氏の山陰支配が強まるが、東から天下統一をめざす織田信長配下の武将・羽柴秀吉が因幡国に侵入し、因幡・伯耆は羽柴対毛利の「日本二ツ之御弓矢境」となる。鳥取城跡附太閤ヶ平（鳥取市）で「鳥取城渴え殺し」の籠城戦が起きる。こうした争乱が続いたことにより、県内の中世文書の残りはよくないが、瑞仙寺文書（米子市）、光徳寺文書（琴浦町）、北川家文書（鳥取市）、大安寺文書（南部町）など、守護あるいは戦国武将たちが発給した文書が伝承されている。当該期の建造物として、三仏寺地藏堂・文殊堂（三朝町）、長谷寺本堂内厨子（倉吉市）がある。長谷寺厨子は、室町時代後期の様相を留め、山陰地方でも古い厨子である。大山寺阿弥陀堂（大山町）は大山寺に現存する最古の建物であり、鎌倉時代の古材を用いて再建されたとされている。

エ) 江戸時代

関ヶ原の戦いにより徳川幕府の基礎が固まり近世が始まる。戦後処理により因幡国では西軍方の宮部長熙などが改易され、亀井茲矩、池田長吉、山崎家盛の3大名が統治した。伯耆国は吉川広家、南条元忠が転封・改易処分となり、中村一忠が築城中の米子城跡（米子市）に入った。慶長 14（1609）年に中村一忠が急死すると、その翌年には加藤貞泰、市橋長勝、関一政の3大名と幕府領に分割された。その後、元和 3（1617）年、池田光政が播磨姫路から鳥取に入府し、鳥取城跡（鳥取市）を居城とする因伯2国からなる鳥取藩が成立した。このため鳥取城・米子城以外の城郭は廃城となったが、若桜鬼ヶ城跡（若桜町）は、この時の破城の痕跡をよくとどめている。また、伯耆国の大山寺は豪円僧正の活躍によって幕府より寺領 3,000 石が認められた。この大山寺領 18 ヶ村が大山寺本坊西楽院の管掌下に置かれ、大山寺旧境内（大山町）は中世から近世の大山寺の姿をよくとどめている。大山信仰の中心であった大智明権現を祀る大神山神社奥宮（大山町）は翼廊拝殿が美しい江戸時代後期の建築である。

寛永 9（1632）年の国替により、岡山から池田光仲が鳥取に入府して鳥取藩初代藩主となり、最後の藩主慶徳まで 12 代 230 年にわたり池田家が因幡・伯耆国を支配した。歴代藩主の多くは鳥取藩主池田家墓所（鳥取市）に葬られている。この鳥取藩が現代の鳥取県の歴史・文化の基層を形成している。池田光仲は日光東照宮を勧請して樗谿神社（現鳥取東照宮・鳥取市）を創建した。また、鳥取東照宮権現祭に起源を持つとされる麒麟獅子舞は因幡一円に広がり、因幡地方を代表する伝統芸能として宇倍神社獅子舞（鳥取市）などが成立し、木造麒麟獅子頭（鳥取市）も保存されている。城下の武家屋敷等の保存状態は良くないが、城下町の商家である後藤家住宅（米子市）、大庄屋等を勤めた豪農の屋敷である門脇家住宅（大山町）、河本家住宅（琴浦町）、尾崎家住宅（湯梨浜町）、福田家住宅（鳥取市）、矢部家住宅（八頭町）、高田家住宅（米子市）ほかが指定されている。藩倉としては橋津の藩倉（湯梨浜町）が唯一保存されている。庭園では観音院庭園（鳥取市）・尾崎氏庭園（湯梨浜町）・深

田氏庭園（米子市）及び池田家菩提寺の興禅寺庭園（鳥取市）などがある。ほかに、民衆の信仰の理解に欠くことのできない資料として長谷寺の絵馬群（鳥取市）が挙げられる。

顕著な戦乱のなかった江戸時代は文化的にも優れた作品が残されており、絵画では三十六歌仙額、池田恒興像（狩野尚信筆、鳥取市）など狩野派絵師による作品もあるが、沖一峨作絹本著色東下り・耕作・草花図、根本幽雅作平家物語宇治川先陣・弓流図屏風（鳥取市）などのほか、土方稻嶺・黒田稻臯・片山楊谷・島田元旦ら藩絵師に代表される優れた絵画が数多く残されている。また仏像彫刻としては、造像遊行僧として知られた木喰上人が鳥取で制作した秋葉権現像（倉吉市）などの作品がある。

江戸時代末期には、海防のため藩内9か所に台場が築かれ、現存する由良台場跡など6台場が鳥取藩台場跡（北栄町ほか）として保存されている。

オ) 近代

明治4（1871）年の廃藩置県により、旧因幡国の8郡（岩井郡・邑美郡・法美郡・八上郡・八東郡・智頭郡・高草郡・気多郡）、旧伯耆国の6郡（河村郡・久米郡・八橋郡・汗入郡・会見郡・日野郡）、旧播磨国の3郡（神東郡・神西郡・印南郡）の一部が鳥取県となる。後に旧播磨国は姫路県に編入され、島根県より旧隠岐国が編入される。明治9（1876）年には、鳥取県が島根県に併合、鳥取には支庁が設置される。これに対して、鳥取県再置運動が盛んになり、明治14（1881）年9月12日島根県から現在の鳥取県として分立・再置されて現代に至っている。

近代国家の建設と技術・文化の西欧化、それに対する和風文化の再評価などにより、近代化遺産・近代和風建築・近代遺跡などの文化財が認められる。江戸時代から続く町屋は白壁土蔵群として観光地となっている倉吉打吹玉川（倉吉市）、農村集落としての大山所子（大山町）、山村集落の智頭町板井原（智頭町）が町並みとして保存されている。鳥取城内にある仁風閣（鳥取市）は大正天皇が皇太子時代の山陰道行啓の際に宿舎として旧藩主家により建てられた洋風建築であり、旧美敷水源地水道施設（鳥取市）、石谷家住宅（智頭町）、奥田家住宅（鳥取市）・小川家住宅（倉吉市）、旧日ノ丸自動車法勝寺鉄道車両（米子市・南部町）、近代工芸作家・西村壮一郎による松に猿嵌木丸額（鳥取市）など、近代の文化財の保護が進められている。また、若桜鉄道若桜駅本屋及びプラットホーム、転車台ほか23件（八頭・若桜町）、旧日野橋（米子市）など、現役施設の登録文化財としての保存・活用の取り組みも見られるようになっている。一方災害史に関わる文化財としては、昭和18（1943）年の鳥取地震の記録を留める鹿野地震断層の痕跡、五臓圓ビル（鳥取市）が保存されている。さらに米子市では、旧海軍美保航空隊施設など戦争遺産が保存されるなど新たな動きもある。

カ) 現代

アジア太平洋戦争以後、昭和34（1959）年まで、県内では徐々に市町村合併が進み、4市32町3村となる。さらに平成17年まで市町村合併が行われ、現在の4市14町1村となっている。

戦後の文化財建造物としては、建築家丹下健三の設計による倉吉市役所本庁舎（倉吉市）、菊竹清訓による東光園本館（米子市）などモダニズム建築があり、登録有形文化財制度を活用した保存が進められる。ほかに智頭の林業関係資料（智頭町）、泊の漁業関係資料（湯梨

浜町)をはじめとする地域の特徴ある生業関係資料を保存する取組が始まっている。また、森林利用に関する景勝地として、**智頭の林業景観**(智頭町)が県内初の重要文化的景観に認定されている。

現在まで伝承されている民俗文化財としては、**因幡の菖蒲綱引き**(鳥取市・岩美町)、**酒津のトンドウ**(鳥取市)、**三朝のジンショ**(三朝町)、**福岡神社神事**(伯耆町)などに代表される衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習や、民俗芸能として**下蚊屋の荒神神楽**(江府町)、**米子盆踊**(米子市)などの盆踊り、**宇倍神社獅子舞**(鳥取市)など**因幡地方に特有な麒麟獅子舞**などの風流が伝えられている。また、これらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件として**馬場八幡人形芝居道具**(鳥取市)などが民衆の生活や嗜好の移り変わりの理解に欠くことのできない資料として保存されている。

無形文化財としては、伝統的な産業でもある**因幡青谷こうぞ紙・因州佐治みつまた紙**(鳥取市)、**弓浜緋**(米子市・境港市)、**木工芸**(倉吉市・若桜町)などがみられる。さらに**白磁・前田昭博氏**をはじめ、**木工芸、革工芸、七宝、染織、紙布**などでも優れた作品を生み出す保持者を認定している。

第3章 鳥取県の文化財における現状と課題

1. 鳥取県における文化財の現状

県内における国・県指定文化財の状況を以下のとおり概観する。なお、これらの他、各市町村においても条例に基づき文化財を指定している【資料編5】。また保護施策として、県内を30区に分けそれぞれに文化財保護指導委員を任命し、巡視により国・県指定を中心に、文化財の状態について確認するよう努めている。そしてその報告に基づき不具合があれば、管轄する域内の市町村文化財所管課と連携し、確認および対策を進めている。国・県指定については補助事業を活用しつつ、所有者と調整の上、修復や防災・防犯設備設置などの対策を講じている。

(1) 有形文化財

ア) 建造物

建造物に関してはこれまで、鳥取県民家緊急調査(昭和47年度)、鳥取県近世社寺建築緊急調査(昭和61年度)、鳥取県近代化遺産総合調査(平成8～9年度)、鳥取県近代和風建築総合調査(平成15年～17年度)が実施され、こうした調査結果に基づき国指定18件、県指定25件の建造物が指定されている。その内訳は寺社関係18件(国9、県9)、住宅19件(旧宅を含む、国7、県12)、その他6件(国2、県4)で、寺社・個人が多くを占めている。国宝は三仏寺奥院[投入堂](三朝町)のみである。寺社関係では広大な寺域の中に点在する三佛寺(三朝町)、大山寺(大山町)の建造物が個別で指定・登録されているほかに、本堂・本殿を中心とした建造物群をまとめて指定されるものもある。また住宅では早い指定の物件は主屋のみであったが、近年では敷地を含め構成する建造物を一括して指定しており、かつ既指定の物件でも価値付けを見直し敷地や他の建造物を追加指定している。

大山・三朝両町を除けば、鳥取市・倉吉市で7件ずつと指定がまとまっている一方、指定建造物のない市町村が6、1件のみが3町となっており、指定件数には偏りがある。また、国登録有形文化財の登録推進も行っており、現在250棟ほどとなっているが、登録のない町が2ある一方、鳥取市で60棟、倉吉で39棟などと格差が出ている。

イ) 美術工芸品

(a) 絵画

県内には国指定3件、県指定26件が所在する。国指定は絹本著色普賢菩薩像(智頭町)をはじめとしていずれも仏教絵画であり、そのうち2点は東京国立博物館に寄託されている。一方、県指定については沖一峨、片山楊谷といった近世・鳥取藩絵師の作品を中心に指定が進められてきており、特に近年は鳥取県立博物館で開催された各絵師を紹介する企画展に伴う調査成果に基づき指定をしている。また、中世絵画は所在の把握が進んでいないこともあり、点数が少ないが、所在確認調査や市町村指定となっているものの再評価などにより、指定数が増加してきている。

(b) 彫刻

県内には国指定18件、県指定42件が所在する。県指定については半数の22件が県保護条例が制定され、昭和27年以降、改制される昭和34年12月以前に指定されたものである。その後昭和には指定があまり進まなかったが、平成に入りとくに近年は続けて指定及び

調査を実施してきている。平安時代の仏像を中心に神像・狛犬・社殿彫刻からなるが、江戸時代の造仏遊行僧の作である木喰仏が多く指定されていることも本県の特徴である。これらのうち一部は県立博物館に寄託されるものもあるが、そのほとんどが寺社所蔵品であるほか、一部では住職がいなくなったために地域で管理しているものもある。県立博物館により国県等指定文化財を中心とした仏像調査が、平成 14～15 年度にかけて実施されている。

(c) 工芸品

県内には国指定 5 件、県指定 16 件が存在する。その内訳では刀が 6 件、梵鐘 4、罌口 1、銅鏡 1、その他金属製品 3、陶磁器類 4、木工芸品 1、染織製品 1 件となっている。さらに工芸品・考古資料として梵鐘 2、木造麒麟獅子頭 1、擬宝珠 1 がある。これらのうち半数の 10 件は県立博物館の所蔵・寄託品であり、ほかに東京国立博物館、鳥取市歴史博物館、米子市美術館、渡辺美術館といった博物館等施設の所蔵・寄託となっているものがある以外は寺社所蔵品で占められる。刀や梵鐘等仏教関係資料など金属製品が主体となっており、それ以外の指定が少ない傾向にある。

(d) 書跡・典籍、古文書

県内には国指定 1 件、県指定 15 件が存在する。国指定は紙本金字法華経巻第二、第四の 1 点のみであり、書跡としても唯一である。県指定は文書が 14 件、木札が 1 件ある。国県指定あわせて県立博物館所蔵あるいは寄託品が 7 件と半数近くを占め、ついで鳥取市歴史博物館所蔵・寄託品が 3 件となっている。その他は寺社に伝来している。県指定については、平成 18 年から開始している新鳥取県史編さん事業の一環で、県内に残る中世文書の悉皆的な再調査がなされ、その成果を受けて指定を進めてきており、平成 24 年以降 12 件を指定することができている。

(e) 考古資料

県内には国指定 12 件、県指定 26 件が存在する。国指定において国宝・伯耆一宮経塚出土品が東京国立博物館寄託であるが、その他国県指定では鳥取県立博物館や倉吉博物館など県市町所蔵品が多く、ほかに寺社所有・管理のものがある。また指定資料の所在地は鳥取・倉吉両市が多くを占め、そのほかは米子市・八頭町など一部の市町に留まっている。近年は発掘調査の出土品を一括して指定する事例が多くなっており、時代別では国指定が縄文 1、弥生 1、古墳 8、古代以降 2、県指定は旧石器 1、縄文 3、弥生 5、古墳 10、古代以降 7 件となっており、国指定において古墳時代遺物が突出している一方、県指定においては比較的時代ごとのバランスが取れている。

(f) 歴史資料

県内には県指定 2 件のみが存在する。そのうち 1 件は鉄製彫刻、もう 1 件は近代の鉄道車両 2 両と関連資料である。

(2) 無形文化財

現在、国・県合わせ指定 9 件、保持者・団体の認定が 11 件となっている。国指定は白磁の前田昭博氏（鳥取市）のみであるが、伝統的な産業でもある和紙（青谷こうぞ紙、佐治みつまた紙）、弓浜緋は各団体、緋、染織、紙布や木工芸については個人を認定している。さ

らに**革工芸・七宝**という鳥取においては伝統的なものではなくとも、その技術を習得した優れた作り手に対して評価し、指定・認定を進めている。

また、作り手の情報収集にあたっては、農林水産部や博物館等関係機関と連携をとるとともに、文化財として認定されていることが生業にも反映されるような取組を行っている。

(3) 民俗文化財

ア) 無形民俗文化財

県内には、国指定3件、国記録選択9件、県指定44件、県記録選択3件が所在する。その内訳は、風俗慣習の分野では、生産・生業1件（県指定1）、人生・儀礼2件（国選択1、県指定1）、娯楽・競技5件（国指定2・国選択3、県指定1）、社会生活（民俗知識）3件（県指定2・県選択1）、年中行事3件（国指定1、県指定1・県選択1）、祭礼（信仰）11件（国選択1、県指定9・県選択1）。民俗芸能の分野では、神楽1件、風流27件（国選択3、県指定24）、語り物・祝福芸1件、渡来芸・舞台芸3件（国選択1、県指定2）、その他1件（県指定1）となっている。風流には麒麟獅子舞が7件、神楽獅子舞が4件のほか、盆踊りが10件含まれている。市町村別に指定についてみると、鳥取市が23と圧倒的に多く、以外の市町は1～3の指定数にとどまる。また、若桜町、北栄町、日吉津村及び日野町には指定がない。

これまで無形民俗文化財の調査としては、鳥取県民俗資料緊急調査（昭和39年度）、鳥取県民俗文化財分布調査（昭和55～56年度）、鳥取県諸職関係民俗文化財調査（昭和59～60年度）、鳥取県民謡緊急調査（昭和61年～62年度）、鳥取県民俗芸能緊急調査（平成3～4年度）や鳥取県立博物館が行った鳥取県祭り・行事調査（平成15～17年度）の成果を踏まえ、民俗芸能や祭礼の指定数が多い。また、広域に分布する記録選択文化財の調査を行い（弓浜半島のトンド調査（平成21～23年度）、因幡の麒麟獅子舞調査（平成26～29年度））、文化財指定のための価値付けを進めている。一方、民俗技術など生産・生業に関わる分野の指定は少なく、『新鳥取県史 民俗編』、『新鳥取県史 民具編』編さん事業の成果を踏まえ、本県として何を重視して保護の措置をとるべきか再検討している。

また、民俗文化財が保存伝承を危ぶまれる状況が加速化している一方、地域活性化のキーとしても期待されており、こうした現状にあって、民俗芸能等に関係する人たちが事例報告や意見交換を行うことで、民俗文化を伝承していくための手がかりを探ることを目的とする鳥取県民俗芸能フォーラムを平成21年から実施している。

イ) 有形民俗文化財

国指定が**倉吉の鋳物師〔斎江家〕用具及び製品**のみ、県指定が**宇倍神社御幸祭祭具**など6件となっている。このうち**馬場八幡人形芝居道具**については、鳥取県指定有形民俗文化財馬場八幡人形芝居道具調査（平成22～25年度）を実施し、再整理を行った結果追加指定をしている。また国登録は**佐治の板笠製作用具及び製品**など3件である。無形民俗文化財に比較して有形民俗文化財の指定数は限られていたが、近年、新鳥取県史編さん事業との連携により県指定、国登録が増加している。

(4) 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

県内における調査はもっとも古く大正 10 年から開始され、『鳥取縣史蹟勝地調査報告』の第 1・2 冊として史跡関係（『鳥取縣下に於ける有史以前の遺跡』（大正 11 年）、『因伯二國に於ける古墳の調査』（大正 13 年））、第 3・4 冊として名勝・天然記念物関係（『名勝及天然記念物の調査』（昭和 4 年 3 月刊行）、『同』（昭和 14 年））が刊行されている。

ア) 史跡

史跡に関する調査としては上記以外に、鳥取県歴史の道調査（昭和 63～平成 2 年度）、鳥取県中世城館遺跡詳細分布調査（平成 10～15 年度）がある。県内の史跡は国指定 35 件（うち 1 件は特別史跡**齋尾廃寺跡**、1 件は名勝及び史跡**三徳山**）、県指定 19 件である。国指定史跡を市町村別にみると、鳥取市 9 件、倉吉市 6 件、米子市 5 件、岩美町 2 件、八頭町・若桜町・智頭町各 1 件ずつ、湯梨浜町 3 件、三朝町 1 件、琴浦町 3 件（うち 1 件は特別史跡）、大山町 1 件となる。これらの他、広域指定の物件として米子市・大山町にまたがる**妻木晩田遺跡**、境港市・米子市・琴浦町・北栄町・湯梨浜町・岩美町の 2 市 4 町にまたがる**鳥取藩台場跡**がある。

県指定史跡を市町村別にみると、鳥取市 9 件、倉吉市 3 件、岩美町 2 件、湯梨浜町 1 件、琴浦町・南部町各 1 件、大山町 2 件となる。

指定の対象は、国指定では城跡、社寺跡、集落遺跡、古墳、墳墓跡、道（往来）、国庁・官衙遺跡等多岐にわたる。一方県指定では、19 件中古墳が 12 件を占める。

史跡の保存活用計画は改正保護法で制度化され、現在は史跡指定後速やかに策定することが推奨されているが、策定率の低さは全国的に課題となっている。県内では、旧保存管理計画を除くと、**米子城跡**、**齋尾廃寺跡**・**大高野官衙遺跡**で策定済みであり、**大御堂廃寺跡**、**大山寺旧境内**、**三徳山**及び**名勝小鹿溪**で策定が進められている。

イ) 名勝

県内には国指定 6 件、県指定 15 件の名勝が所在する。その内訳は人文的なものとして庭園 13 件（国 3、県 10）があり、自然的なものとして峡谷・溪流 2 件（国 1、県 1）、海浜・海食 1 件（国 1・名勝及び天然記念物）、山岳仏教遺跡 1 件（国 1・名勝及び史跡）となっている。

人文的な名勝の庭園（以下「名勝庭園」という。）については、国指定は東部・中部・西部各 1 件の指定であるが、県指定は東部 4 件（鳥取市、若桜町、智頭町）、中部 6 件（倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町）、西部 3 件（米子市、境港市）、自然的名勝については、東部 2 件（鳥取市、岩美町）、中部 2 件（三朝町）となっており、全体的に見て西部の指定件数が少なく、西部の 7 自治体は名勝指定がなく偏りがある。

名勝庭園については、指定に向けて構成要素の把握のため測量調査を毎年実施しており、候補の選定にあたっては、地域の偏りに配慮しながら計画的に現地調査を実施している。さらに**尾崎氏庭園**（湯梨浜町）、**観音院庭園**（鳥取市）、**小川氏庭園**（倉吉市）のように庭園部分のみならず、背景も含めて指定している例がある。

また、名勝庭園の保存にあたっては県内に保存技術を有する者が少数しかおらず、人材不足が長年の課題となっていたことから、平成 27 年度から鳥取県文化財庭園技術者講習会を

実施し、技術者育成に努めている。

ウ) 天然記念物

県内には植物 56 件(国 10 件うち特別天然記念物 1、県 46)、地質 11 件(国 2 件、県 9)、動物 7 件(国 7 件うち特別天然記念物 1)が指定対象となっている。また動物については、2 件の生息地指定(国・県 1 件ずつ)がある。以下、種別ごとに傾向や課題等現状を述べる。

(a) 植物

植物の指定の詳細な内訳は、樹林 29 件(国 7、県 22)、単木 24 件(国 2、県 22)、湿地 3 件(国 1、県 2)となっている。地域別では東部 28 件(鳥取市 18、岩美町 1、八頭町 3、若桜町 3、智頭町 3)、中部 11 件(倉吉市 3、三朝町 2、琴浦町 6)、西部 17 件(米子市 1、南部町 4、大山町 1、日南町 5、日野町 2、江府町 4)であり、東部の全市町にはある一方、中部および西部の日本海側にある市町村では指定がないか、あるいは少ないという偏りがみられる。

植物については、近年、古木であるゆえに害虫被害や枝枯れ、自然災害による倒木等の被害が報告され、平成 16 年度から樹木医による樹木診断を実施、平成 25 年度からは樹林についても健全性を確認する樹林診断を実施しており、関係者と連携して、診断をもとにした再生事業を実施するなどその保全に努めている。

(b) 地質

地質の指定は、東部 9 件(鳥取市 8、岩美町 1)、西部 2 件(日南町、江府町)である。文化財の特徴上指定が限られ、化石及び化石産出地、地震断層など東部に偏りがみられる。調査として鳥取砂丘調査(昭和 36~38 年度)がある。

(c) 動物

県内関係の動物については、現在鳥類 4 件、両生類 1 件、ほ乳類(ヤマネ、柴犬) 2 件の計 7 件が種として指定されている(いずれも国指定)が、これらの多くは指定に関し地域が定められていない。ただし、特別天然記念物オオサンショウウオ(日野郡日野町上菅)とキマダラルリツバメ(鳥取市東町、栗谷町、上町)については、それぞれ県内に一箇所ずつ「生息地」を指定(オオサンショウウオは県、キマダラルリツバメは国指定)している。なお、オオサンショウウオについては、特別天然記念物オオサンショウウオ調査(平成 15~18 年度)を実施し、指定地以外にも県中・西部の山間部を流れる中小河川を中心に生息状況を確認している。

なお、これまで県内では営巣が未確認であった国特別天然記念物コウノトリが、最近県内で初めて抱卵・孵化に成功し、無事巣立っている。今後もこの傾向は続く可能性があることから、その生息状況や対応については留意する必要がある。

(5) 文化的景観

本県では**智頭の林業景観**(智頭町)が平成 30 年 2 月に国選定となった。これは林業という中心的産業を通じて、林業を経営した山村集落、植林された山林、材木運搬に伴う流通往来やこれにより栄えた宿場町など、林業を中心とした多様な活動により形成された景観が評価されたものである。この構成要素の中には建造物や史跡、天然記念物、有形民俗文化財

など指定・登録等されたさまざまな文化財が含まれており、これらが折り重なって出来上がった景観という価値付けは地域への評価でもあり、地域の魅力を具体的に語るものと評価される。

(6) 伝統的建造物群

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区と大山町所子伝統的建造物群保存地区の2地区が重要伝統的建造物群保存地区として国に選定され、智頭町板井原伝統的建造物群保存地区が県に選定されている。この他、若桜町が国選定の重要伝統的建造物群保存地区を目指して取り組んでいる。

現在、倉吉市、大山町、智頭町それぞれ、進捗の差があるものの、修理・修景事業を実施している。とりわけ倉吉市は、平成10年（追加選定平成22年）の選定から20年ほど経過しており、当初選定された範囲については、町並みの景観が整い、飲店等の店舗が並び、外国人を含む観光客が訪れ、文化財を活かした観光の取組となっている。なお倉吉市は、平成28年に起きた鳥取県中部地震により、250棟余りの特定物件（歴史的建築物のうち文化財として保存していくことに同意を得たもの）が被災しており、災害復旧を進めている。

(7) 埋蔵文化財

本県は、中国地方最高峰大山や中国山地、日本海沿岸に広がる砂丘地など豊かな自然環境に恵まれていることもあり、古くから活発な人間活動の痕跡が認められ、旧石器時代から近代までの遺跡が数多く発見されている。それらの埋蔵されている土地は鳥取県内遺跡詳細分布調査（昭和47～53年度及び平成3～8年度）により、「埋蔵文化財包蔵地」として県内全域に広く分布していることを確認し、その数は現在、18,000箇所を超えている。このうち古墳が13,000基を超え、大半を占めていることが一つの特徴として挙げられよう。

大山山麓には、旧石器時代から縄文時代早期にかけての遺跡が密に分布し、本県における初期の人間活動をみることができる。妻木晩田・青谷上寺地両遺跡に代表される弥生時代には県内のほぼ全域に人々は展開し、その後拠点的な場所には前方後円墳を盟主墳とする古墳群が形成され、やがて古代寺院や官衙遺跡が官道の整備などと相まってつくられるようになる。さらに中世に築かれた城館跡は因幡292箇所、伯耆212箇所を確認されている。また奈良・平安時代になると日本海側を中心に製鉄が行われるようになり、中世後期以降近代まで中国山地の日野川流域を中心にたたら製鉄が展開し、全国に誇る一大産業となる。

このように県内には各時代、各地域で特徴的な遺跡があり、主に開発に伴う埋蔵文化財を調査し分析を進めていくことで、多様な人間活動を明らかにし、地域の歴史的展開をみていくための時間軸としてきている。ただ近年は大規模な開発事業が減少しているため、これまで行われた調査成果の再整理などを実施し、遺跡の再評価などを行なうとともに、重要遺跡の内容確認調査など主体的な調査研究を進めている。

(8) 文化財保存技術

本県に国選定文化財庭園保存技術の保持団体である文化財庭園保存技術者協議会の正会

員が1名おり、県内国・県指定名勝庭園の修理・管理事業や県内文化財庭園に係わる事業者に対し平成27年度から実施している鳥取県文化財庭園技術者講習会において、文化財庭園の歴史や価値、修理・管理方法等の実技といった講習で技術者養成に協力を得ている。

同じく手漉和紙用具製作の保持団体・全国手漉和紙用具製作技術保存会に簀桁制作の会員がおり、全国的にも数少ない簀桁制作職人として活動している。

2. 文化財の保存・活用に関する課題

文化行政との一体性やまちづくり等との関連性など文化財保護をより一層充実させるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、条例により首長部局において文化財保護に関する事務を執行管理することが可能となった。本県では平成31年4月から文化財保護部局が知事部局に移管となり、保存と活用の一体的政策運営を行うこととしているが、他部局の施策も合わせた機動的で効果的な文化財保護を図ることを目指している。

一方、「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第1次答申）」において示された、文化財保護に関する「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」という4つの要請に対応できるよう、県審議会等の機能強化や事務局の人員体制など環境を整備する必要がある。なお行政側の課題としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・文化財の価値や魅力を伝える手法の工夫不足

観光や地域振興に資するものとして、国内外への情報発信が十分ではなく、ホームページ等の多言語化やSNSなどのツールを活用し、わかりやすく効果的な情報発信をする必要がある。

- ・文化財の専門性を有し、かつ活用に関し適切な助言ができる職員の育成と組織体制の検討・整備

また、保存・伝承、公開・活用に関し、文化財分野ごとに以下のような課題が挙げられる。

(1) 保存・継承

文化財の保存・継承においては、文化財の種別等により状況が異なるため、それぞれで検討する必要があるが、少子高齢化、人口減少といった、維持管理や伝統の継承を担う人材の不足は共通した課題である。また以下のとおり、各文化財それぞれに課題を抱えている。

ア) 有形文化財

(a) 建造物

個人住宅においてはすでに2件の県指定解除事例があり、また昭和47年度に民家に関する調査を実施して以降半世紀近くが経ち、保存状況に変化を来していることも考えられる。後継者等が今後継続して管理する体制を築けるかなど喫緊の問題となってきた。行政が地域住民を中心に関係団体とも連携しながら、状況確認調査の実施を含め、今後の対応策を検討していかなければならない。さらに修理や日常管理などに対する財政負担も小さくはなく、行政だけではなく民間企業等の助成なども活用しながら、対応していくことが必要である。

(b) 美術工芸品

寺社所有が多い中、場所によっては住職などが常駐しておらず、管理者が不在がちであることは防災防犯上も大きな不安要素であり、いかに防犯等の設備を整備したとしても、緊急時に対応できる人材がいなければその効果は低くなってしまう。さらに管理者等がいないことや経済的理由などから、修理することが難しい場合もある。また、コレクション品（個人所有品）については、売買が行われた事例もあり、場合によっては県外へ流出する可能性も出てくることから、関係機関は所有者等と緊密な関係の構築が必要である。

イ) 無形文化財

やはり後継者不足が最大の不安要素であり、その背景には技術を獲得し、かつ生業として成り立つのに時間と資金を要することが挙げられる。さらに生活様式の変化による製品へのニーズが減少したこと、個人経営が多く情報発信・ブランディングのノウハウが不足しており、若い人に情報がいかない、若い人が食べていくのが難しい等がある。この状況に対しては文化財保護部局だけでは対応が不可能であり、農林水産部や観光、博物館等関係機関と連携をするとともに、文化財として認定されていることが生業にも反映されるよう広く周知し、生業と技術保存が両立していくように取り組まなければならない。

ウ) 民俗文化財

(a) 無形民俗文化財

保存・継承にかかる課題としては、担い手人口そのものの減少と保存・継承に対する意識の低下（無関心、無理解）が大きい。これにより、担い手のモチベーションが低下、後継者確保困難、ひいては財政基盤の縮小化を招く。また、生活環境の変化により行事を行う上で必要な技術の継承、材料確保が困難となっている。後者については、祭礼や獅子舞で用いる草鞋が入手しにくい状況となっているのは典型的な事例である。前者のような状況に対する支援として、行政や財団等の補助・助成制度があるが、保護団体と行政との関係が希薄で必要な情報や支援が届かない場合がある。

(b) 有形民俗文化財

国指定は1件のみであり、30年以上新規指定がないことは課題である。また、市町村指定については鳥取市4、米子市2、境港市8、智頭町1、江府町7、日吉津村7の合計29となっているが、これらの中には民俗文化財より歴史に関する有形文化財とすべき資料が含まれており、また全く指定がない市町もある。有形民俗文化財に関しては専門家が少なく保護が行き届いていないのが現状である。こうしたなかで、各市町村でこれまで収集・収蔵されてきた民具について、保管などの事情から廃棄されてしまう事例が起こっている。これらは文化財として正しく認識されておらず、またどこにでもあると考えられがちであるが、収集の経緯や特徴などに関する記録も含め失われることは、地域的な特徴を示す物的証拠の滅失につながるものが危惧される。

また様々な民俗が消滅していく中、今日まで二次資料として文化財指定の対照とはみなされなかった口承文芸を記録した録音テープ、庶民生活（芸能、行事、生業）を記録した写真や映像、絵画など視覚資料の資料的重要性が高まってきている。しかし有形民俗文化財として位置付けるのか議論が分かれる状況にある。

エ) 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

（a）史跡

国・県指定されている史跡では、指定地の全域ないし一部が公有地化されているものもあるが、予算の事情などにより整備が行われていないため史跡（文化財）としての認識がなく、歴史的に貴重な場所であることに気が付かれない事例が多い。また、公有地化されていない史跡については、指定地内での営農行為や、民間同士の売買により指定地内の土地が開発業者の所有に帰してしまう等、保存に影響が及ぶ可能性が懸念される。これらの事例には所有者が多かったり、さらには所有者が不明であったり、長らく相続されていない土地が含まれていたりする場合もあり、公有地化の支障となる可能性もある。ほかに史跡等においてはイノシシにより荒らされるなど獣害も目立っている。

（b）名勝

名勝庭園については、多くの場合敷地内の建造物も指定等文化財となっており、一体となった保存・活用がなされている。しかし日常の保存管理や定期的な整備事業の必要性など所有者の経済的負担等は大きく、行政や関係各団体等の協力が必要であるが、そうした体制構築が課題となる。

（c）天然記念物

日常的な管理が必要であるが、神社社叢など手入れが行き届かず、大木化した樹木の折損などにより社殿や隣接する家屋等へ影響を及ぼすなどの被害もみられるほか、草木類はシカ等の食害が顕著であり、イノシシにより荒らされるなど獣害も目立っている。また、環境の変化等により動植物とも生息地が移動し、指定地と齟齬を来す事例も見られる。

特に特別天然記念物オオサンショウウオについては、外来種との交雑種の対応等を含めた個体保護のための保護方針（平成18年策定）の見直しを行い、保護施策の確立を進めることが必要である。

オ) 文化的景観

地域住民が重要文化的景観へ選定されていることを知らず、そもそも日常的に見慣れた風景のどこに文化財的価値があるかがなかなか理解できない。また少子高齢化などにより、地域の後継者が不足するため生業が成り立たず、景観が保持できなくなる可能性が危惧される。

カ) 伝統的建造物群

伝建地区内の居住者の中には、その家屋に文化財的価値があることを認識せず、改造や新築、取り壊してしまうなどの例がある。さらに高齢化や地域外への転出などにより管理されなくなる場合や、所有者が不明な建物などが含まれる。長らく放置された状況のため危険家屋となる可能性もあり、こうした場合の取扱いルールについて行政側で決めていくことが必要となる。

キ) 埋蔵文化財

開発事業の把握（特に住宅等の民間事業）と対応において、市町村の保護部局体制の状況による差が大きい。民間調査組織を活用せざるを得ない場合など、体制構築の難しさがある。このほか膨大で増え続ける出土品の保管場所が足りないこと、過去に保存処理した遺物の

劣化・破損など、出土品の管理に苦慮する事例がみられ、自治体における遊休施設の活用や遺物の再処理が求められる。

また、埋蔵文化財調査の進展により、各時代の様相が明らかになってきているが、遺跡・出土品の指定においては欠落する時期・分野・地域があることが課題である。

ク) 文化財保存技術

文化財庭園保存技術においては、名勝庭園の管理をする造園業者が文化財的価値を認識したうえで作業していない場合がある。そのため県が、鳥取県文化財庭園技術者講習会を主催し、文化財庭園の歴史や価値、修理・管理方法等の実技など講習を実施し、技術者養成を始めたところである。また、手漉和紙用具製作においても後継者不足とともに、製作された道具の利用者不足も重なり、今後の継承に大きな課題を抱えている。

(2) 公開・活用

文化財の公開についても、文化財の種別等により状況が異なるため、それぞれの方法を構築していかなければならない。また、保護法の改正に伴い、公開・活用の機会が多くなることが予測されるが、使われ過ぎて疲弊すること（オーバーユース）への対処、不適切な活用への歯止めなど、それに即した展示や保存のルールづくり、所有者等関係者への周知が必要となる。以下のとおり、各文化財それぞれに課題を抱えている。

ア) 有形文化財

(a) 建造物

個人住宅や社寺であり、通常公開していないものも多く、公開に対応する体制もない。そのため期間限定とするほか、地域住民などを中心とした支援体制の構築により実施することを検討する必要がある。また公開対象に即した説明などの工夫をするほか、用途を変更してイベント会場（ユニークベニュー）や宿泊施設とするなどの多様な利用については、保存活用計画を定めたうえで中長期的な展望が必要である。

(b) 美術工芸品

個人や社寺の保有する美術工芸品では、博物館等に寄託されているものや、三佛寺（三朝町）、大山寺（大山町）など一部展示施設がある社寺以外はなかなか公開ができていないのが実情である。一方、博物館等公開施設に寄託することで地域とのつながりを失ってしまうことも懸念される。また保存・保管環境においても社寺や個人など様々であり、適正な環境下での保管を進めていく必要がある。

イ) 無形文化財

保持者・保持団体が普段制作活動をしている場所は公開・活用に適さない場合が多く、そのため公開施設や作品を展示する機会をつくることが求められる。

ウ) 民俗文化財

(a) 無形民俗文化財

民俗芸能においては、積極的な外部公演が必ずしも活用することではない。やはり文化財としての本質である地域における在り方を基本としつつ、公開方法など実施団体と調整していかなければ、芸能そのものの変革を招いてしまいかねない。また、見てもらうことで価

値に気づき保存・継承の気運が高まることが期待される一方、特定の保存団体に依頼が集中して疲弊につながったり、祭礼等にきた地域外の人が地域の伝統的約束事を破ってしまい、地域の人々の意欲を低下させてしまうなどの恐れがある。

(b) 有形民俗文化財

所有者のみならず文化財保護部局関係者も含めて、文化財であるという認識の醸成が必要で、その取り扱い・保存などに関するルール作りも必要となってくる。

エ) 記念物（史跡・名勝・天然記念物）

(a) 史跡

効果的な公開・活用するためには史跡整備を行うことが望ましいが、公有地化も含め多額な予算が必要となる。遺構表示と解説板がある程度でも歴史的空間としてイベント等に対応する機能は果たすが、一般の方がストーリーを理解するにはなかなか至らない。活用方法については、保存活用計画の策定等による保存に影響を及ぼさないためのルール作りが必要である。また、持続的に活用していくためには除草等の維持管理が必要となるが、そのランニングコストは官民間わず負担となる。

指定時期の古い史跡には、歴史的価値と直接結びつかない構築物（模擬天守等）が指定地内に存在する場合もあり、活用の障害となり得るが、撤去のコストや所有者との関係からその取扱いに課題を残す事例もある。

(b) 名勝

名勝庭園は建造物と同様、主に個人住宅や社寺に所在し、通常公開していないものも多く、公開に対応する体制にもない。そのため期間限定の公開として企画するほか、地域住民などを中心とした支援体制の構築により実施するなど工夫が必要である。

(c) 天然記念物

希少性の認識を深めてもらうとともに、保存活用計画などを策定し、活用に関するルール作りが必要である。

オ) 文化的景観

地域の魅力、価値の顕在化と周知をする啓蒙施設の整備が必要となる。

カ) 伝統的建造物群

飲食店等の店舗利用や、外国人を含む観光客が訪れるよう積極的な観光的取組を行う場合、地域住民の日常生活や景観との調和が必要であり、保存と活用のバランスが求められる。

キ) 埋蔵文化財

長期間展示され続けていたり、適切な保存処理がなされていない考古資料がある一方、活用に向かない遺跡の保護、収蔵されたままに保管される大量の遺物の取り扱いなど課題は多い。

ク) 文化財保存技術

文化庁が主催し毎年開催されている『日本の技体験フェア「ふれてみよう！文化財を守り続けてきた匠の技」』を招致するなどし、県内での意識醸成を図る必要がある。

第4章 文化財の保存・活用に関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方

(1) 文化財の保存と活用の体系と理念

【保存と活用に関する理念】

県民が地域にある文化財の存在及びその本質や魅力を知り、それを活かす工夫を通じ保存を図りながら、地域活性へとつなげる。

文化財は、県民共有の宝である。それは人々が地域の中で生活する過程で形成され、継承されたものが残ってきているのであり、これらを認識することは、地域のさまざまな成り立ちを知ることにつながる。そのため世代を越えて、共に親しみ、そこから得られる楽しみや成果を分かち合うべきものといえる。ただ、文化財のなかには、失われてしまうと代替のきかない唯一無二のものも多い。将来にわたって共有していくためには、まず保存あってこそその活用という姿勢が求められ、現在の我々の都合で消耗させたり滅却してしまわないよう、つとめなくてはならない。

文化財について、これまでは保護法に規定された有形文化財（建造物、美術工芸品）、無形文化財、民俗文化財、記念物（史跡、名勝、天然記念物）、伝統的建造物群、文化的景観の六つの分野に位置づけて把握に努めてきた。また近年は近代化遺産の調査が進み、近代以降に発展した産業・土木・交通に関する諸施設などにも、文化財としての価値付けがされるほか、近代和風の建築など近代以降現代まで、文化財として認識される時代の幅が広がってきている。一方で近代化遺産の中には、その役割を終え廃墟と化しているものもあり、近代の文化財の保存等に関する検討は急がれる。さらに、近代以降の様々な社会的な変化、記録媒体の変化に伴い、保護法の規定に必ずしも当てはまらない分野も出てきている。例えば、世界無形文化遺産に登録された「和食」で代表される生活文化であったり、風俗慣習や有形の民俗資料に関して記録した文書や、口承文芸について記録されたテープ等の記録媒体、風景や生活の様子を写した古写真・動画などが挙げられよう。こうしたものはすでに失われてしまった往時を知るうえで、今や貴重な記録類と考えられ、保護のための新たな分野の創出なども検討のうえ、適正に対処していかなければならない。このように今後の学術的・技術的発展や社会状況の変化により、既に文化財として知られているものも、いまだ注目されていないものも、新たな角度から価値が見出されていく可能性がある。したがって、例えば現時点で経済活動に利する活用が可能かどうかなどといった単一の物差しのみで判断すべきではなく、多角的かつ幅広く評価と保存の網をかけることで将来の様々な可能性を担保し、また地域に眠る文化財を掘り起こしていくことが肝要である。

多様な文化財を保存し、活用していくためには、「知る」ことが必要である。「知る」ことには、文化財の存在、文化財の本質、そして文化財の魅力などがあり、特に本質についてはユネスコの「世界遺産条約履行のための作業指針」（1999年）にある真正性（オーセンティシティ）を参照すると以下のように規定される。

文化遺産の種類、その文化的文脈によって一様ではないが、資産の文化的価値（登録推薦の根拠として提示される価値基準）が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。

- ・ 形状、意匠
- ・ 材料、材質
- ・ 用途、機能
- ・ 伝統、技能、管理体制
- ・ 位置、セッティング
- ・ 言語その他の無形遺産
- ・ 精神、感性
- ・ その他の内部要素、外部要素

また「知る」対象、すなわち文化財に係る存在としては文化財所有者、文化財保護部局や関係機関、地域住民、観光客など様々な立場がある。例えば地域住民が地域にある文化財の存在を知り、さらにその本質を正しく理解しながら保存と活用を進めることで、地域に誇りを感じ、地域振興に大きく寄与することができると考えられよう。こうして地域住民が主体となる取組に対しては、当該市町村文化財保護部局だけでなく、関連する部局・関係団体が連携して支援する体制が求められる。

県は県保護条例に基づき、調査研究による文化財の県指定等の価値付けを積極的に行うほか、国・県指定等文化財に関しては、補助要綱に基づく修理等の財政的補助や事業内容に対する検討、その他指定・未指定に係わらず文化財の保存・活用全般にわたり、所有者や市町村文化財保護部局等と連携して取り組む。

（２）文化財の保存について

文化財の保存とは、対象とする文化財の本質を理解し、その価値を失うことなく次世代に継承していくことである。

文化財の本質は文化財が持つ様式や素材、さらには管理・継承されてきた歴史性など、様々な要素を加味していかなければ正しく把握することが難しい。

こうした把握や検討のためには、各文化財とも所在に関する悉皆的な調査や、特徴等を理解するための調査などが必要となってくる。県内の状況を把握するための調査については、市町村文化財保護部局等関係機関の協力を得ながら、県が主導して進めていかなければならない。先述のとおり、これまでに民俗芸能や諸職、民家・近世社寺建築・近代和風建築、近代化遺産の悉皆調査、埋蔵文化財や中世城館の分布調査などを実施してきており【資料編 6】、こうした調査に基づく本質的価値の評価を踏まえて、指定・登録等の保護措置、保存修理や保管・管理方法、無形・民俗文化財の継承など、将来にわたって保存していくための方策を検討していく必要がある。

（３）文化財の活用について

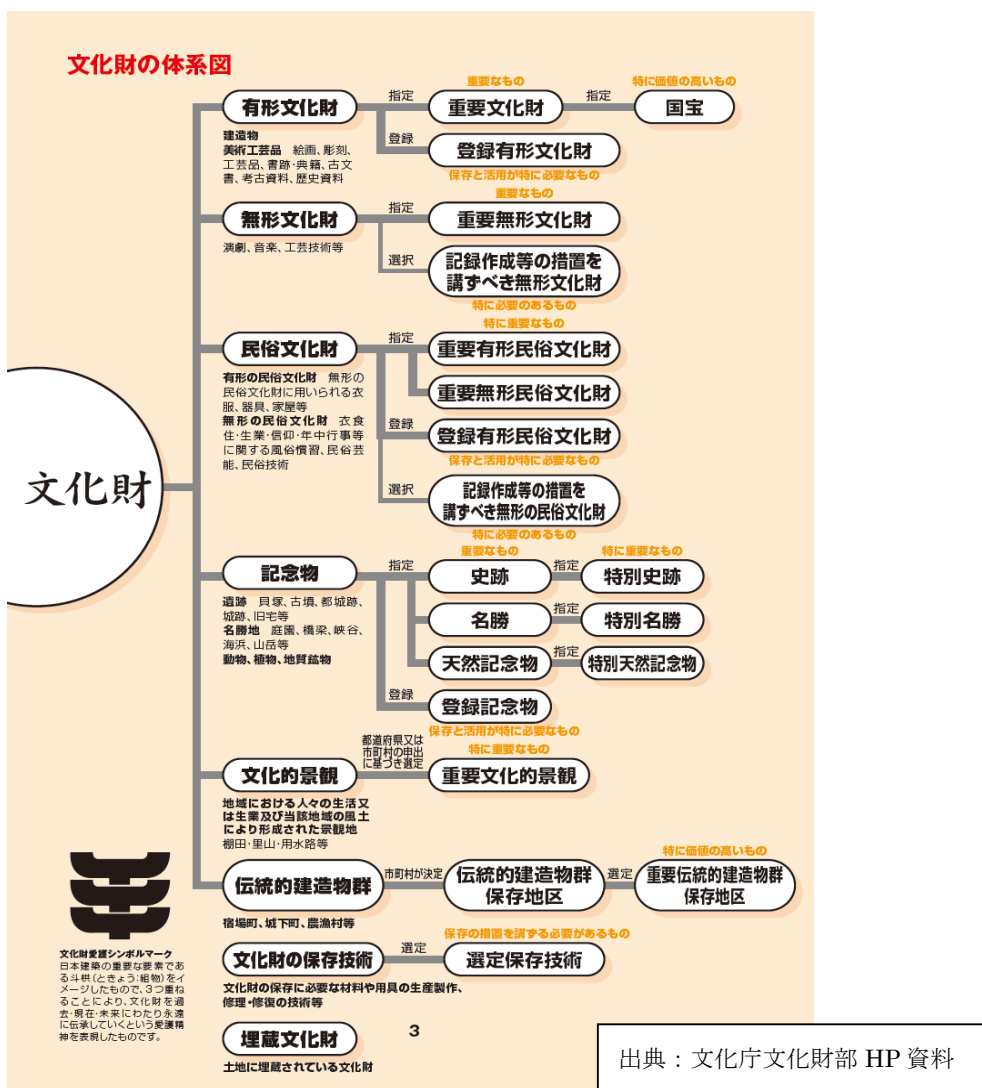
文化財の活用とは、対象とする文化財の本質を理解し、その価値を失うことなく幅広い

人々に触れてもらうことである。活用を通じて、その文化財を生み出した、あるいは維持してきた地域自体の魅力を伝えることが重要である。そうした取組により、多くの方々に知ってもらうこと自体が活用といえよう。そして、文化財以外の観光的要素（例えば温泉やご当地食などのイベント）と組み合わせ、多様な要望に応えることも可能であろう。

効果的な活用には情報発信が重要である。これまでは文化財を公開する展示や観光関連の催し、学校教育に資する取組など様々に実施されてきているが、事業実施主体が個々に広報するばかりで周知にも限界があった。そのため、県では秋のイベントシーズンを中心に、県内各所で実施される文化財関連行事の情報をまとめた冊子や広報紙を発行したり、新規に県指定した文化財の展示を実施するなどの取組を行ってきている。

このような活用を通じ文化財の魅力を知ってもらうことが、文化財の保存、さらには人づくりや地域づくりへつながると考える。

一方、文化財そのもの自体の状態や素材を把握し、適正に取り扱うことが求められ、過剰な利用（オーバーユース）によって本質的価値が失われることがないようにする必要がある。そのため所有者等関係者に対する研修などを実施し周知するほか、影響評価の基準を設けることも検討していかなければならない。



第5章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置

1. 文化財の保存・活用の方針

文化財の保存、活用を図るため、『鳥取県令和新时代創生戦略』、『鳥取県教育振興基本計画』において、以下のような取組の方向性が示されている。

＜鳥取県令和新时代創生戦略＞

○青谷上寺地遺跡、妻木晩田遺跡、たたら、鉄道遺産、城跡など文化遺産の魅力を活かした地域の活性化を進めます。

＜鳥取県教育振興基本計画＞

○県民全体の共有財産である文化財は、県の歴史、文化等の正しい理解に欠くことができないものであり、文化財に気軽に接し、楽しめる環境づくりなどを通して、郷土を愛する気持ちを育てていきます。

○貴重な文化財を確実に保護するとともに、その価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用していきます。

(1) 保存・継承

文化財の保存のために講じる措置として、法令等に基づく指定等を積極的に進める。そうした指定候補資料の抽出のために、これまでに実施した各種調査、例えば昭和47年度に実施した民家調査などの再検討や、悉皆的に把握できていない名勝庭園の調査による新たな掘り起こしなどを、県審議会、市町村、関係民間団体等と連携して行う。さらに各分野において未指定文化財の把握にも努め、市町村が策定する地域計画につながる取組とする。

また文化財の適正な維持等のためには、所有者がその本質を理解し適切かつ継続的に対応することが求められるが、個人所有である場合は特に財政的な負担が大きいことが障壁となる。これに対して行政側が財政措置を所有者の負担軽減を図るとともに、民間企業等の助成やクラウドファンディングなども活用しながら対応していくことが考えられる。ほかに国指定等については固定資産税の免除等があるが、県や市町村指定についても税制優遇措置を図るよう各市町村で対応することは支援の有効な手段となる。

さらに日常的な管理や修理に携わる人材の育成や材料の確保についても喫緊の課題となっている。保存修理においては、例えば名勝庭園については文化財庭園技術者講習会を実施し、庭園管理に携わる造園職人等に対し、文化財としての価値付けや見方などを学ぶとともに、剪定や護岸等の修復方法など実技研修をとおり、管理技術等を向上させる機会を提供しているように、こうした取組を他分野（例えば、建造物における茅場や修理材の確保、茅葺職人の育成など）へも展開させていくことが望ましい。また日常的な管理では、所有者等のみではなく地域住民も参加する仕組みづくりが必要となる。

一方、民俗文化財など地域住民だけでは継承が困難な状況に対しては、外部の受け入れなど地域とその在り方について検討を進めなければならない。また、埋蔵文化財や天然記念物の保護について既存の方針等を見直す一方、開発部局及び市町村との連携・調整も重要な業務となる。

(2) 公開・活用

文化財の価値を高め、新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用をするために、地域住民等が「知る」機会をつくるよう以下のとおり取り組んでいく。

【教育・生涯学習への活用】

- ・文化財指定等により、報道等を通じ文化財に関し知る機会を増やす。
- ・学校教育に関しては、県教育委員会が進める「ふるさとキャリア教育」と連携する。その一環として出前授業やむきばんだ史跡公園等における体験などを通じ、古代の人々の暮らしぶりなどを知る機会とし、新たな体験メニューの開発などを進めていく。また、学校教材として副読本の作成や、教員向けの研修を県教育センターと連携し実施しているが、さらなる充実を図る。

こうした取組により、将来を担う子どもたちが「郷土とっとり」の歴史や文化を誇りに思い、史跡、まちなみ、建造物、郷土芸能、祭礼行事、民芸等の貴重な文化財を大切にする気運、意識の醸成を図る。

- ・『鳥取県公民館振興プラン』に「歴史や文化遺産、伝統文化、自然など地域の特性を生かした事業を工夫して、住民が地域の良さを再認識することも大切な学習である」とあるように、各地域の公民館において行われる、地域の歴史や文化遺産、伝統文化、自然などを教材とした講座に対し、出前講演等による協力をより一層行う。

【地域振興・観光振興】

『鳥取県教育振興基本計画』には、「新しい魅力を創造し、地域文化や地域づくり、地域振興に積極的に活用してい」とあり、さらに『アートピアとっとり行動指針』にも地域の「宝」を活かした活力ある地域づくりとして、

- ・地域で守られてきた伝統行事や伝統芸能の魅力を広く発信する「とっとり伝統芸能まつり」の開催や保存継承活動への支援等により、地域文化の継承を図りながら、活用の機運を広げる
- ・文化財や古くからのまちなみなど、地域に古くから伝わるものを継承するため、その価値や保存の必要性が認識されるための調査、保存整備、地域振興につながるような観光・産業等と連携した利活用

などがうたわれている。文化財を知り関わる人々を増やし、関係者や団体を行政が支援するという体制を構築していくことで、本大綱で設定する関連文化財群のストーリーを活かしながら地域活性化につなげていくことが可能になる。間口を広げる意味でアニメなど一般的に受け入れやすい素材と融合させることも検討しながら、地域として保存への取組につながるような関連性を生み出したい。

【情報発信】

これまでも県HPにおいて、国県指定等文化財を紹介する「とっとり文化財ナビ」、伝統芸能については「鳥取伝統芸能アーカイブス」さらに **facebook** による情報発信に努めている。しかし、近年は本県を訪れる外国客が増加しており、こうした媒体や現地に立てている文化財解説板などの多言語化が必要と考えており、外国人にもわかりやすい表記方法なども含め取り組むこととする。

また、VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等のICT技術を積極的に活用し、文化財に興味のない人々への働きかけをするとともに、郷土資料や刊行物のデジタル化と公開により多くの利用者に益するよう取り組む。

以上のように、今日求められている文化財の積極的かつ効果的な活用にあたっては、常に保存と活用は一体のものであることを深く認識し、文化財を次世代に確実に伝承していくために、未指定も含めた地域の文化財を把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携しながら、総合的に文化財の保存及び活用を進めていく。

このため本大綱の内容を勘案して、市町村は域内の文化財の保存及び活用にかかる具体的な取組を盛り込んだ、アクションプランとしての要素をもった実効性のあるマスタープランとしての地域計画を策定することが保護法で求められている。そして地域計画の中では、地域にとって重要なテーマとなる文化財を見出し、個性を発揮していくことが必要であろう。さらに県としても大綱策定後、より具体的なアクションプランを検討し、保存・活用を推進していく。

2. 文化財の把握と関連文化財群

(1) 関連文化財群の設定と考え方

上記の方向性を進め、より具体的な取組を実現するために、県内の文化財を素材としてつくり出す特徴的なストーリーを「関連文化財群」として設定した。検討会においては、各文化財から抽出しうるテーマを挙げていき、さらにこれら文化財の内容や地域的なまとまりから、鳥取県の特徴を表す12のストーリーを仕立てた。

【関連文化財群とそのストーリー】【資料編7】

- (1) 母なる大山の物語 ー地形が生んだ歴史と文化ー
- (2) 砂を利す人々の営み ー砂と湖が形成した鳥取の景観と文化ー
- (3) とっとり弥生の王国 ー妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡ー
- (4) 海の王者たちの奥津城 ー因幡・伯耆の首長墳ー
- (5) 白鳳寺院から大山・三徳山 ー知られざる鳥取の仏教文化ー
- (6) 鎮守の森が伝える鳥取の自然
- (7) 戦乱の時代が残した因幡・伯耆のたからもの
- (8) 揚羽蝶の光と影 ー鳥取池田家の政治と文化ー
- (9) 深山を行き、荒波を越え ーとっとり歴史の道を歩くー
- (10) 変革と伝統 ーとっとり近代産業事始めー
- (11) 祈り、舞い、踊る、とっとりの四季 ー祭礼と芸能ー
- (12) ふるさと鳥取の暮らし ー郷土に残る装い・食・住まいー

なお、以下は検討会のなかで文化財分野ごとに挙げたものであり、地域計画等策定の参考となるように提示している。今後の調査研究の進展や社会的情勢に応じ、新たなテーマや関連文化財群の設定が必要になると考えており、随時更新して効果的なものとしていくことが望ましい。

＜関連文化財群設定に向け課内検討会が出されたテーマ一覧＞

【建造物】

鳥取藩政下に形づくられたまちなみ（城下町・商家町・宿場町の景観と農漁村の景観）、たたら文化と建造物（奥日野の町並みと産業遺構）、近代化のモニュメント（近代土木遺構と都市部の近代建築）

【美術工芸品】

因幡・伯耆の仏教美術の世界～上淀廃寺から大雲院まで～、山名・尼子・毛利・織田と因幡・伯耆、鳥取藩を彩った藩絵師たちの世界、伯耆安綱に始まる刀剣の世界、鳥取県の発展を支えた鉄道の世界～法勝寺電車～

【無形民俗文化財】

広域な分布圏を持ち地域の特色を示すもの（麒麟獅子舞、花籠祭、初盆に慰霊にまわる盆踊り、人形芝居、端午の節句に行われる綱引き、荒神祭に藁蛇を奉納する神事、サイノカミの藁馬を奉納する神事、神輿行列を伴うトンドさん、東照宮祭礼を模した大名行列を伴う神幸行列）

石がま・魚伏籠（ウグイ）による伝統漁などの生業活動

【有形民俗文化財】

現在につながる鳥取県の基幹産業がみえてくる資料群。

智頭の林業関係資料、泊の漁業関係資料、二十世紀梨栽培用具

各地域の暮らしがみえてくる資料群

鳥取県の緋関係資料、佐治の板笠制作道具と製品、各市町村や学校・公民館で収蔵している資料群

【無形文化財】

鳥取民藝の世界～陶芸・木工・緋・和紙～、因州和紙～手漉き技術の消長～、緋～伯耆に広がる技術～

【史跡】

とっとり弥生の王国、因幡・伯耆の首長墳、因幡・伯耆の古代遺跡（寺院、官衙、山陰道）、因幡・伯耆の中世城館、日本遺産「大山」と「三徳山」、鳥取藩 32 万石の歴史遺産（鳥取城、米子城、池田家墓所、鳥取東照宮等）、たたらの世界

【名勝】

久松山の山裾に点在する鳥取藩主池田家縁の庭園群、近代の作庭家による名勝庭園、地域に残る大庄屋の庭園

【天然記念物（動物）】

オオサンショウウオなどの水生生物、砂丘地に生息する動物たち、大山山麓など森林の動物

【天然記念物（植物）】

鳥取県各地に残る社叢の原生林・極相林、鳥取県各地に残る巨樹名木、鳥取県全域にまたがる植物群落の分布（ハマナス、ダイセンキョロボク）

【天然記念物（地質・鉱物）】

各地で観察できる露頭、日本最大級の鳥取砂丘、鉱物と近代化産業遺産のコラボ

【文化的景観】

江戸時代から受け継がれる林業景観と宿場町や山村集落の景観が複合的に関連して成立する景観

東郷荘下地中分絵図と東郷池周辺の文化的景観

【埋蔵文化財】

大山山麓の旧石器人、とっとり弥生の王国、因幡・伯耆の首長墓、律令期の役所と古代山陰道、古代寺院と仏教文化、中世の館跡と山城・陣跡、近世諸侯の城郭と城下町、中西部のたたら製鉄、潟湖のネットワークと砂丘地の遺跡、出雲と畿内の間、環日本海交流、山陰の地場産業：管玉から玉鋼まで

3. とっとり遺産（仮称）の設置

本章第1節でも触れたように、県民が文化財を身近に感じ、県内の歴史や文化についての理解を深めることができるような機会をつくるため文化財指定等を進めるとともに、従来の文化財保護法の規定に必ずしも収まらない新たな分野の取り扱い、未指定文化財を保護する取組として、従来の指定等の文化財保護制度とは異なる方法を取り、認知と保護の範囲を広げていく。

参考となるのが、例えば浜松市教育委員会が平成28年度から実施する「浜松地域遺産認定制度」である。この制度は「地域に慣れ親しまれ、継承されてきた貴重な文化資源を、浜松地域遺産（以下「地域遺産」という。）として認定し、郷土の宝として顕彰することで、後世への継承を期待し、地域の個性ある創造に寄与することを目的」としている（浜松地域遺産認定制度実施要綱第1条）。ここで認定の対象としているのは、保護法、静岡県文化財保護条例、浜松市文化財保護条例の規定による指定、登録、選択、選定、認定がされていないもので、保護法に規定されている諸文化財のほか、そこにはない分野として、無形民俗文化財のうち、これらを記録したものを「記憶遺産」とするほか、有形民俗文化財の伝承地が挙げられる。また、地域遺産の候補は、市民団体等からの推薦、浜松市文化財保護審議会委員が推薦するものとし、認定は浜松市教育委員会が行う。認定後の管理等に対し指定文化財のような補助金はないが、地域住民が自ら地域にある文化財を見つめ、価値付けをし、また認定により活力や誇りとするこのような取組は実践する意義があろう。

同じく北海道では、次の世代へ引き継ぎたい有形・無形の財産の中から、北海道民全体の宝物として選ぶ「北海道遺産」がある。北海道の豊かな自然、北海道に生きてきた人々の歴史や文化、生活、産業など、各分野から道民参加によってこれまで67件が選ばれている。掘り起こされた宝物を地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していく道民運動として「北海道遺産構想」が掲げられ、

- 地域の宝物を掘り起こし、育成・活用する過程で地域づくりや人づくりを展開する
- 自分が暮らすまちや地域への愛着と誇りを醸成する
- 観光の促進をはじめ、地域経済の活性化へとつなげる

として、地域の中で活用しながら人づくりや地域づくり、観光促進をはじめとする経済の活性化につなげていくことをこの構想の最大の狙いとしている。平成13年に北海道遺産構想を中心的に担う民間組織として「北海道遺産構想推進協議会」が設立され、北海道遺産の選定、北海道遺産構想の普及・啓発、地域が行う保全・活用の取組への支援などの事業を行い、平成20年12月にNPO法人格を取得、平成21年4月から「特定非営利活動法人北海道遺

産協議会」として新たな体制で活動を行っている。特に注目されるのは、この協議会の活動に対し大手企業が寄付金を出し、様々な事業を支援していることである。

さらに石川県教育委員会が実施している「いしかわ歴史遺産」は、全国に県の魅力を発信し、観光誘客や地域活性化を図ることを目的とし、世代を超えて受け継がれている歴史、伝承、風習や有形無形の文化財をそれぞれ関連づけ、その魅力をわかりやすく説明したストーリーで、平成 27 年に創設した制度である。いわば日本遺産の石川版といえるものであり、これまでに 13 のストーリーが認定されている。

それぞれ手法は異なるが、未指定を含む文化財の保存とともに、地域活性に資する活用を目指した取組となっており、本県も「とっとり遺産」と仮称し、設定した関連文化財群と合わせ今後取組の具体を県文化財保護審議会等と検討していく。

なお、県内では地域文化財を活かした取組として、米子市の民間団体よなごの宝 88 選実行委員会が行った「市民が選んだよなごの宝 88」がある。

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 鳥取県文化財保護審議会【資料4(2)・(3)】

鳥取県文化財保護審議会は保護法第190条に定める地方文化財保護審議会として、昭和50年に制定された鳥取県文化財保護審議会条例に基づき設置された県の附属機関である。この前身は大正10年7月7日に告示された、史蹟名勝天然記念物調査委員会に始まる。昭和25年の文化財保護法制定を受けて、昭和26年には鳥取県教育委員会に鳥取県文化財調査員を置くとする鳥取県文化財調査員規程ができ、史蹟名勝天然記念物調査委員及び国宝重要文化財調査委員計4名が任命された。さらに翌27年に県保護条例が制定され11名の専門委員を委嘱し、同年6月には第1回目の鳥取県文化財専門委員会が開催されている。その後昭和34年12月25日に県保護条例は全面改訂、さらに昭和50年に改訂された際、専門委員会の名称を現在の鳥取県文化財保護審議会と改めた。

その所掌事務として、「審議会は、知事の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議することとしており、令和2年3月1日現在別添のとおり20名の委員(定員23名)及び3名の専門委員を委嘱している。各委員は文化遺産活性、美術工芸、建造物、史跡・埋蔵文化財、名勝・天然記念物、無形文化財・民俗文化財の6部会に分かれる。これまでも文化財指定に向けた調査と指定に関する審議を主とし、指定後の記念展示に伴う講演会等活用事業のほか、開発に伴う現状変更や災害被害等による毀損及び復旧等に関する現地指導等、本県の文化財保護に対し多岐にわたって指導・助言を行っている。

2. 鳥取県地域づくり推進部文化財局

(1) 体制の現状

平成31年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、県の文化財保護部局は教育委員会から知事部局に移管され、令和元年7月5日付けで県の文化財保護部局は「鳥取県地域づくり推進部文化財局」となった。同局内に文化財課及びとっとり弥生の王国推進課を設置、さらに県埋蔵文化財センターとむきばんだ史跡公園の地方機関が置かれているが、県立博物館については教育委員会のままである。

文化財局の業務内容は、以下のようになっている。

機関名	業務内容
【文化財課】	
管理担当	銃砲刀剣類に関すること
文化財担当	史跡・埋蔵文化財を除く文化財の指定、調査、管理、補助事業に関すること 文化財保護審議会に関すること 文化財保存活用大綱に関すること 文化財の活用・情報発信に関すること

【とっとり弥生の王国推進課】	
歴史遺産担当	史跡・埋蔵文化財・天然記念物＜動物＞の指定・活用・管理及び補助事業に関すること 日本遺産、世界遺産に関すること 史跡鳥取藩主池田家墓所の整備及び補助金に関すること
青谷上寺地遺跡整備室	青谷上寺地遺跡の整備・普及活用・発掘調査・出土品調査研究に関すること

文化財専門職員（以下、「専門職員」という。）の配置状況は、令和2年3月段階で文化財課6人／8人（専門職員数／部署内職員数、管理職・再任用職員除く、以下同様）、とっとり弥生の王国推進課11人／15人（青谷上寺地遺跡整備室含む）、さらに県埋蔵文化財センター14人／18人（鳥取県教育文化財団派遣4人／5名含む）、むきばんだ史跡公園5人／7人となっている。さらに博物館、公文書館、文化政策課の所属に加え市町村派遣を合わせて5人がいる。管理職を除く専門職員が41人と全国的にみてもある程度人員は確保されているが、専門職員の年齢構成は40代が多く、偏りがみられる。その専門分野は埋蔵文化財（考古学）が37人とほとんどを占めるのは全国的な傾向と同じ状況ではあるが、建造物1名、民俗学2名のほか、文化財課に天然記念物（植物）と名勝の担当として造園技師を配置する体制をとっている。埋蔵文化財以外の専門職員が少数ながら配されていることは、本県の特徴といえよう。

また、県が国史跡の妻木晩田遺跡（むきばんだ史跡公園）、青谷上寺地遺跡（鳥取市と共同）という全国的にも顕著な弥生遺跡を「とっとり弥生の王国」として保存整備活用に取り組むほか、同じく国史跡の鳥取藩主池田家墓所を管理する公益財団法人においても文化財局職員が兼務して事務局を担っており、実質的な運営をしていることも特徴として挙げられる。

（2）県の体制における課題と対応方針

県が果たすべき責務として「鳥取県文化芸術振興条例」を参照すれば、「文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し実施するものとする」と、地域における文化芸術の振興に市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、市町村との連携に努めるとともに、市町村がその地域の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を策定し、及び実施するための支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする、文化芸術の振興に関する施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもので有する人材、情報その他の能力を活用する等民間団体等との連携に努めるものとする」とあり、①総合的な施策策定・実施、②市町村との連携・支援、③（関係する）民間団体との連携があげられる。①の県自らが行う総合的な施策策定の一端は本大綱が担うものであるが、今日まで施策の柱のひとつである開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査は、平成20年代半ばをピークに県が実施する発掘調査は減少傾向にある。ただし、開発に伴う発掘調査の事業量は変動があることから、埋蔵文化財専門職員の配置は今後

とも不可欠である。また、埋蔵文化財専門職員は、人の営みである遺跡を層位的に発掘し、出土した遺物を編年的に位置付け歴史的に解釈することを常に行っている。近年は調査対象とする時代や内容の幅が広がっており、より広く空間的・時間的に事象を捉えることができるという観点をもつ。こうした特徴は、文化財保護行政に広く活かすことができるものであり、これからの専門職員は埋蔵文化財だけでなく、多様な文化財の保護に視野が及ぶよう研鑽・研修を積んでいくことも必要である。

加えて、建造物や天然記念物、美術工芸などの分野の専門職員の配置も検討していかなければならない。それは、次章で触れる市町村における専門職員の配置も埋蔵文化財を専門とする職員が主であることから、市町村等からの要請にも応えられるよう、各文化財の調査研究だけではなく、建造物等有形文化財の保存・修理や名勝・天然記念物の維持管理方法、民俗文化財保存各団体との連携など、県として多様な事象に対応できる体制構築が必要なためである。当面は埋蔵文化財を中心とする専門職員の人材育成やリカレント教育による専門性の向上など、組織として取り組んでいく必要がある。

さらに個別市町村の要請に応えるだけではなく、市町村域をまたぐ広域的な取組を主導し、関係市町村や民間団体等との連携を進めることも県の責務である。そして、市町村支援や調査研究を進めるために、文化財を総合的に扱う文化財センターのような組織づくりの検討も必要となる。

3. 県関係各部局各課・機関との連携

第1章でみたように、本県には教育や文化芸術、景観、防災等に関する各種計画が策定されており、策定主体の各部局各課及び機関との連携等を図っていく必要がある。それは以下のとおりである。

機関名	各機関と文化財との関係性
【地域づくり推進部】	
市町村課	市町村支援、市町村交付金。
中山間・地域交通局中山間地域政策課	中山間地域の振興。「中山間地域振興行動指針」、「過疎地域自立促進方針」、「過疎地域自立促進計画」
文化政策課	鳥取県の文化の継承・創造・再発見を推進。「アートピアとっとり行動指針」
【令和新時代創造本部】	
新時代創造課	鳥取発の地方創生を推進。「鳥取県元気づくり総合戦略」、「鳥取県の将来ビジョン」
広報課	広報・情報発信
【交流人口拡大本部】	
観光交流局観光戦略課	観光振興による地域・経済の活性化。日本遺産、文化財多言語化。「鳥取県観光振興指針」「ようこそようこそ鳥取県運動取組指針」

観光交流局交流推進課	国内交流と国際交流の推進。
【危機管理局】	
危機管理政策課	危機管理に係る企画及び総合調整、危機管理体制整備・防災関係機関との連携等。「鳥取県防災計画」
【総務部】	
公文書館	歴史資料として重要な鳥取県の公文書や行政資料、統計資料を収集・保存、鳥取県史編さん事業
【子育て・人財局】	
子育て王国課	文化財を活用した子どもの学びへの支援を含めた子育て施策の推進。「子育て王国とっとり推進指針」
総合教育推進課	「鳥取県の「教育に関する大綱」」
【生活環境部】	
くらしの安心局住まいまちづくり課	住宅の安全・安心・快適の実現に向けた取組を推進。「鳥取景観計画」
緑豊かな自然課	自然公園、県自然環境保全地域、希少野生動物等との連携。「鳥取県自然環境基本方針」、「鳥取県希少野生動植物保護基本方針」
【農林水産部】	
市場開拓局販路拡大・輸出促進課	県産品（民工芸品等）の販路拡大、伝統産業の後継者育成等
【県土整備部】	
技術企画課	県土整備に係る各事業との調整。都市計画、土木遺産
【教育委員会】	
鳥取県立博物館	「鳥取県立博物館改修整備基本構想（中間まとめ）」、文化財関係
小中学校課	小中学校教育関係
教育総務課	「鳥取県教育振興基本計画」
社会教育課	「鳥取県公民館振興プラン」。社会教育団体による地域づくり支援等、生涯学習関係
図書館	郷土資料の収集・保存、生涯学習関係

第7章 市町村等への支援の方針

1. 市町村体制の現状

(1) 現状

県内19市町村のうち、文化財保護部局が市町長部局に移管されたのが米子市と大山町であり、大半は依然教育委員会に属している。また保護部局に専門職員が採用され配置されているのは8市町で全体の半数以下、さらに複数人体制となっているのは4市町のみという状況である。また、多くの市町村では文化財に関わる業務は、学校教育や生涯学習関連等、教育行政の中の一つという位置づけであり、文化財のみを担当する職員はほとんどいない。こうした状況下、文化財の保存と活用を積極的に推し進めていくのは難しく、これに加えて地域計画を策定することは、多くの市町村で負担が大きいと考えられる。

(2) 市町村の役割

「鳥取県文化芸術振興条例」において市町村の責務として（第4条）、「市町村は、文化芸術の振興に当たっては、県との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、地域住民一人一人が身近に文化芸術に触れ、親しみ、創造的な活動を行うことができるような施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」とされている。

文化財所有者や地域住民との係わり合いにおいて、市町村職員の役割は非常に大きく、常日頃からの相談・助言などによる細やかな関係性の構築は、県職員では基本的に不可能である。こうした関係性を維持しつつ、地域住民等と連携を図りながら地域活性の柱として、文化財をどのように活かしていくか、検討し実践することが市町村が担う文化財保護のあるべき姿と言えよう。そのためには当初から「地域計画」を策定し進めていくのが望ましいが、それぞれ体制等の状況で取組方針・時期は異なると思われる。

2. 市町村への支援方針

県・市町村それぞれの現状の中で、今後いかに文化財の保存・活用を進めていくかは、一朝一夕で構築できるものではない。さらに文化財保護法の改正等により、県や市町の一部でも文化財保護部局の体制が変わったように、現在大きな変革期を迎えている。この機をとらえ、将来に向け確実に文化財の保存・活用がなされる取組が求められよう。そのためには文化財保護部局の体制強化が必要であるが、市町村においては財政上の問題等で、専門職員の十分な配置は難しい場合がある。これに対し、県として以下の支援を行うものとする。

(1) 助言・調整

専門的な知見などについて、必要な助言及び情報共有を行うほか、文化庁等機関や各専門家との調整などを行う。また、市町村が文化財の活用に係る事業を実施する場合には、県は必要に応じて事業の共催・後援、資料の貸出等、広報の協力をする。

(2) 人材育成等

埋蔵文化財センター・博物館・公文書館等の専門的な機関と連携して、市町村職員を対象

に文化財等に関する研修等を実施するなど、専門性を備えた人材の育成を支援する。

また、文化財の価値付けや新たな掘り起こしをする文化財保護活用支援団体等必要な人材を確保するために、協力してくれる地域住民なども掘り起こす必要がある。その人材として核となるのは、文化財保護審議会委員や文化財保護指導委員など一定の見識を有する存在であり、担い手を育成するための講習の実施など具体的な取組を検討していく。

(3) 体制支援

県はこれまでも一定の条件のもと市町村へ専門職員を派遣しており、個別文化財の保存活用計画や今後策定が進むであろう地域計画等など、重点的かつ計画的な文化財保護の支援を推し進める。ただし、派遣を受けた市町村においては、職員派遣終了後も継続した取組が行えるような体制等整備が必要である。

(4) 広域連携

第5章で述べた関連文化財群やそこから組み立てるストーリーなどに基づき、広域的な連携を市町村に促しながら、それぞれ地域的に特徴づける事業展開を検討していく。また、地域計画については複数の市町村が共同で策定することも可能とされており、単独では難しい、あるいは複数で取り組んだほうが望ましい市町村がある場合、共同して取り組むことを促していく。

(5) 建築基準法関係

歴史的建造物の活用にあたっては増改築・用途変更等を行う際に、文化財としての価値を損なうことなく建築基準法に適合させることが課題となる場合がある。国指定文化財については同法の適用が除外されているが、未指定文化財や登録文化財等については、文化財保護条例等の整備による建築基準法の適用除外や、建築・都市計画部局等との連携等により柔軟な対応が可能となる場合があることから、そのための取組の方針や、関係部局との連携体制の整備に関する事項などを保存活用計画等に記載することも考えられる。なお、実際の建築基準法の適用除外にあたっては、個々の文化財の状況に応じて保存のための措置を講じるなどの対応が必要となるため、個々の文化財の保存活用計画を活用することが考えられるが、その際には、「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」(平成30年3月、国土交通省)等を参照することが有効である。

3. 民間団体等との連携

県内において、文化財の保存・活用等に関連して連携している主な民間団体には以下がある。

① 建造物：鳥取県ヘリテージマネージャー協議会

ヘリテージマネージャー(HM)とは、歴史的建造物の保存・活用の知識をもつ建築士などの専門家で、各都道府県の建築士会などが実施した養成講座を修了した人材である。ヘリテージマネージャーは、①登録文化財の登録に向けた調査、②文化財建造物の修理工事、③

文化財建造物の活用事業、④災害時の文化財建造物の被災状況調査などで活躍しており、文化財建造物の保存・活用に欠かせない人材である。

本県では、平成 27・28 年度に鳥取県建築士会が国の補助金を受けて「鳥取県ヘリテージマネージャー」の養成講座を実施し、約 40 名が受講・修了している。平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震においては他府県の HM とともに、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区などの建造物被害状況調査を文化財行政側と連携し実施した。県は協議会の研修等に助成をするなど、運営に協力をしている。

②天然記念物：日本樹木医会鳥取県支部

県は平成 16 年度から国及び県指定天然記念物（樹木等）の樹木医診断を実施し、現状把握を行ってきている。特に近年の環境変化や広域的な松枯れなどによる樹木への影響は大きく、この診断結果を受けて樹勢回復事業などを実施しており、樹木等管理における適切な判断をすることに期待している。

③名勝庭園：一般財団法人 鳥取県造園建設業協会

県が実施予定の県内の未指定名勝庭園の調査に対し、同協会及び県が主催する鳥取県文化財庭園技術者講習会修了生を主として連携していく予定である。また、講習会を通じ文化財庭園の管理・技術向上を進めるとともに、国選定保存技術保持団体である文化財庭園保存技術者協議会との連携など、名勝庭園の保存管理や調査研究を推進していく団体として期待される。

④民俗文化財：NPO法人プロデュース・ハレ

平成 25 年度以降、文化庁の文化遺産を活かした地域活性化事業を活用し、鳥取県民俗芸能の記録制作と調査・発信及び魅力活用事業を実施している。その成果として鳥取伝統芸能アーカイブス(鳥取県民俗芸能情報発信及び交流ホームページ)を制作、運営している。調査を通じ県内各団体を把握し、それぞれとのつながりができており、行政と各団体とをつなぎ補う貴重な存在として、その活動が期待できる。

⑤その他文化財保存団体等

因幡の麒麟獅子舞など民俗芸能の保存や活用に係る団体、河本家住宅や門脇家住宅など文化財建造物等の保存会、むきばんだ応援団、伯耆国たたら顕彰会などそれぞれの文化財に係わり保存・活用を進める団体がある。また、いなば国府ガイドクラブのような文化財ガイド団体、(一社)麒麟のまち観光局、米子まちづくり観光公社など観光分野の民間団体と連携協力している事例も多い。こうした文化財関連団体や地域団体は、文化財の適切かつ効果的な保存と活用にはなくてはならない存在であり、県は所在する当該市町村と連携を図りながら、様々な支援を行っていく。

第8章 防災・防犯対策

1. 現状と課題

近年、東日本大震災や熊本地震など地震災害、台風や記録的豪雨による土砂、洪水、高潮などの風水害など、人命にも影響を及ぼす大規模な自然災害が全国各地で頻発している。東日本大震災以後、引き続き南海トラフ地震など広域的な被害が想定されてきたが、ここにきて狭域で甚大な被害を引き起こす災害が多発しており、こうした災害からいかに身を守るかその対策が求められている。本県でも人的被害はなかったものの、近年では平成12年10月の鳥取県西部地震、平成28年10月の鳥取県中部地震と、共に震度6弱を超える大地震を経験した。とくに後者では倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区をはじめ、多くの文化財に被害があり、その対応に追われたことは記憶に新しい。

また、文化庁から「国宝・重要文化財（美術工芸品）の防災、防火及び防犯対策の徹底等について」（平成25年8月19日付）として通知されたように、近年全国的に文化財建造物への放火や落書き、美術工芸品の盗難被害などが増加しており、自治体や文化財所有者等による対策はもとより、警察や消防等関係機関及び地域住民等の協力を得て、防災、防火及び防犯体制の強化が求められている。

（1）鳥取県における取組状況

ア）平常時の取組

保護施策として、県内を30区に分けそれぞれに文化財保護指導委員を任命し、各委員の巡視を国・県指定を中心に、文化財の状態について確認するよう努めている。そしてその報告に基づき、不具合があれば管轄する域内の市町村文化財所管課と連携し、確認および対策を進めている。

対策については国・県指定ともに補助事業を活用しつつ、所有者と調整の上、防災・防犯施設設置の普及などを講じている。とくに県指定保護文化財（建造物、美術工芸品）及び有形民俗文化財においては、平成22・23年度に所有者等にアンケートを実施。防災防犯対策への不安とともに、財政的負担が大きいため設備設置等が進んでいない実態が把握できた。そこで既指定文化財については24年度から2箇年の間、新規指定については指定告示後、当該年度を含めない2年間に実施する防災・防犯対策事業に対し、県がかさ上げ補助をし、さらに市町村の財政負担も義務付けることで所有者等の負担を5%とする制度を設けている。

また、後述する文化財関係防災計画等に基づき、県内や県外関係機関と情報共有を図るとともに、市町村文化財所管課や文化財保護指導委員に対して、文化庁や鳥取県警察本部など関係機関防災・防犯担当者による講演会や、文化財収蔵箇所における現地研修などを開催し、防災・防犯意識の醸成を図っている。

ほかに気候変動が激しい昨今、天然記念物（植物）の状態を確認するために、樹木医による診断を年2件ほど実施しており、その結果を受けて樹勢回復事業につなげるなどの対策を講じている。

イ) 災害発生時における市町村等との連携

頻繁に起こる台風や大雨などによる文化財被害については、その都度市町村文化財所管課から報告を求め、その状況に応じて現地確認などを連携して実施している。また対応策については県埋蔵文化財センターや県立博物館、県公文書館などとも連携している。

(a) 鳥取県中部地震における対応【資料編8】

平成28年10月21日に発生した最大震度6弱の鳥取県中部地震では、中部の市町の建物を中心に大きな被害が生じた。文化財被害は倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町、琴浦町を中心に、東は鳥取市、西は大山町や江府町に及んだ。県は翌22日より倉吉市・三朝町担当者と各文化財被害状況確認に同行。湯梨浜町は24日より、北栄町は文化財課職員のみで確認を行った。文化庁をはじめ関係市町、県関係機関との連絡を担ったほか、鳥取県ヘリテージマネージャーや鳥取大学と連携し、他県からも応援を受け入れ、伝建地区などの建造物被害状況の確認作業を実施。その他日本石材協会鳥取支部などの協力も得ながら、確認と復旧への検討を進めた。

(b) 文化財関係防災計画等【資料編9】

文化財関係の防災や災害被害対策計画として策定されたものに以下がある。

①「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」

県立公文書館が主体となって平成29年9月に策定された。災害時等に、県または市町村・個人等が所蔵する文書等歴史的に重要な資料の滅失・破損のおそれがあるときは、公文書館、文化財課、図書館、博物館及び埋蔵文化財センターと市町村等が連携・協力して適切な措置を講じ、市町村等の資料の救出、整理・保存等を行うための計画

②『災害発生時における博物館資料の救援活動等実施要綱』

県内の博物館・資料館関連施設52館が加盟（令和元年12月現在）する鳥取県ミュージアム・ネットワークにおいて、被災した加盟館への支援の在り方に関する計画の策定が進められている。

次に他府県との連携としては以下がある。

③「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」

平成25年12月に策定し、災害発生後文化財やその保管施設等を、迅速かつ的確に保護することを目的とした連携が図られている。また対象を文化財保護法に定める文化財、展覧会における美術品損害の補償に関する法律に定める美術品、博物館法に定める博物館資料、図書館法に定める図書館資料、公文書館法に定める公文書等と広く扱っていることを特徴としている。

④「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定に基づく文化財の被災調査に関する要領」

近畿2府7県および関西広域連合において策定され、鳥取県も参画している。

(2) 防災・防犯対策に対する課題

ア) 自然災害

県内各自治体で、洪水や土砂災害など各災害に対するハザードマップを作成しているが、これらに文化財所在地の落とし込みができていない。また、県としての文化財防災マニュアルについても策定ができておらず、現状では鳥取県防災計画のなかに文化財災害対策が盛り込まれているのみである。「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」において、被害状況等の情報集約および市町村等との連絡については文化財課が主となり担うことなどが決められたが、その後の具体的な対応策を明確化できていないため、マニュアルの策定が急がれる。

イ) 人為的災害・獣害

先述のとおり、県指定保護文化財(建造物、美術工芸品)及び有形民俗文化財においては、緊急防災・防犯対策事業、国指定重要文化財(美術工芸品)についても国庫補助を活用し収蔵庫の新設や防災・防犯設備設置など概ね対応したが、所在地によっては無住の堂宇等に保管されている場合もあり、ハード整備だけでは必ずしも安全ではない状況もある。

また、特に天然記念物においてはシカなどによる食害が顕著となっており、対策を講じる必要がある。

2. 今後の取組

県は災害対策の一環として、今後防災対策マニュアルの策定を行い、市町村の文化財ハザードマップ作製が進むよう支援しなければならない。そこで文化庁が策定している「国宝・重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」(令和元年9月2日公表、12月23日改訂)を参照していくほか、文化庁や文化遺産防災ネットワーク推進会議をはじめ県内外関係機関、市町村文化財保護部局等、文化財所有者や管理に携わる地域などと連携し体制を整えること、文化財レスキュー活動に必要な応急手当等修復作業の実技研修の実施、指定等文化財の現状確認と未指定文化財の抽出やリスト化などを進めていかなければならない。また市町村文化財担当者会議や所有者等に向けて防災防犯対策に関する普及啓発活動を実施し、防災意識の醸成に努める。